

参考資料編

事前復興まちづくり計画について……………P.1 （背景、効果）
高知市で想定される災害について……………P.3
被害想定図……………P.9
津波による建物の被害推定の詳細……………P.14
復興パターン側面図等（第1案）……………P.17
復興パターン側面図等（第2案）……………P.23
復興に向けたスケジュール……………P.29
液状化について……………P.31
市街地再開発事業について……………P.33
建築制限及び支援について……………P.35

参考資料編

現地再建方策及び支援事例について……………	P.37
復興土地区画整理事業について……………	P.38
嵩上げ時の段差について……………	P.43
復興（再建）対策の事例紹介……………	P.45
心の復興（東日本大震災の事例）……………	P.53

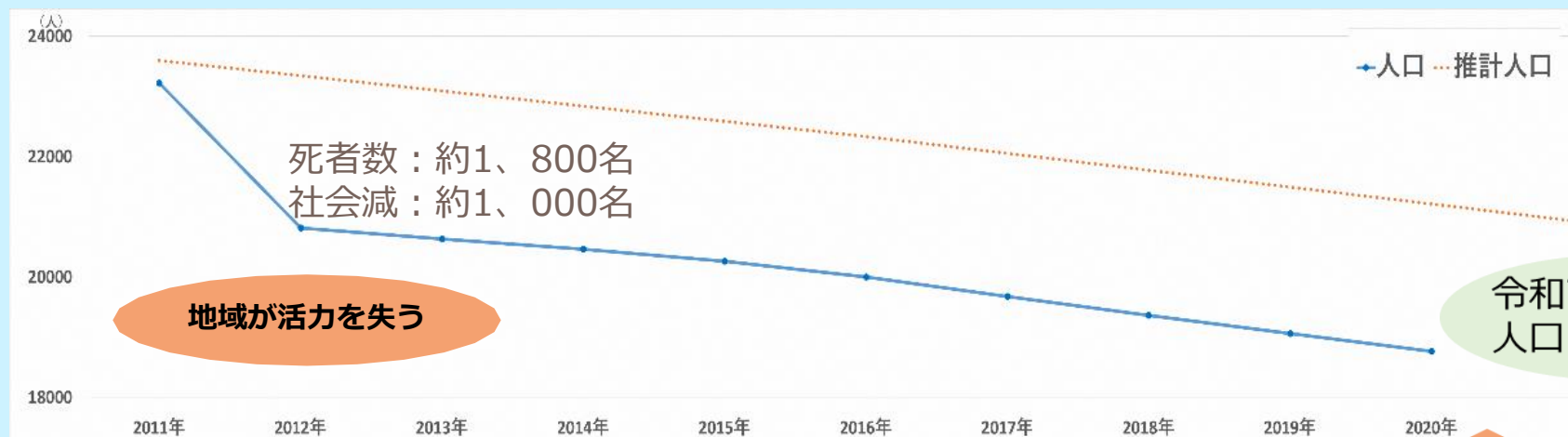
事前復興まちづくり計画について～策定の背景

東日本大震災では、「復興計画」の策定が遅れ、復興に多くの時間を要した。

住民や企業は復興の見通しがたたないため、再建する意欲を失い、早期再建のためにまちを離れてしまう。

人口減少を招き、地域の活力が失われ、「まち」そのものの存続が危うくなる。

<陸前高田市の人口推移>



令和7年1月現在
人口 17,169人

社会減
まちから離れて
しまった人口

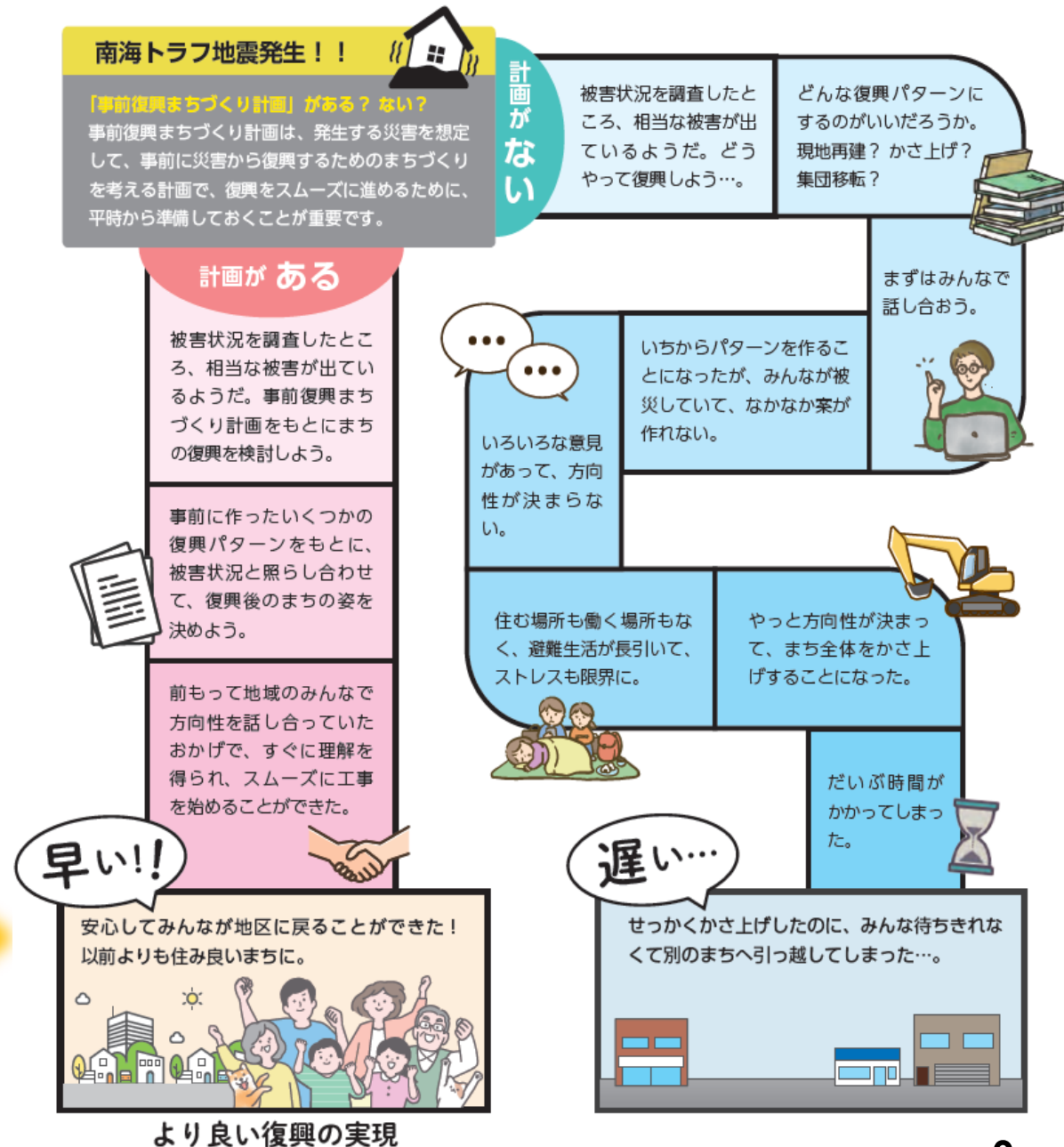
人口：住民基本台帳より、推計人口：日本の市町村別将来推計人口（平成20年12月推計）より、社会減：市統計書（平成30年版）より
死者数（行方不明者を含む）：「東北地方太平洋沖地震に係る人的被害・建物被害状況一覧」（平成29年2月28日現在）より

事前復興まちづくり計画について～策定の効果

「事前復興まちづくり計画」を策定しておくことで

- ①早期の復旧・復興事業の着手により、まちの復興を早める
- ②適切な基盤整備の規模で被災地を復興できる
- ③人口流出の抑制に繋がる。

より良い復興
(ビルド・バック・ベター)の実現



高知市で想定される災害について～南海トラフ地震

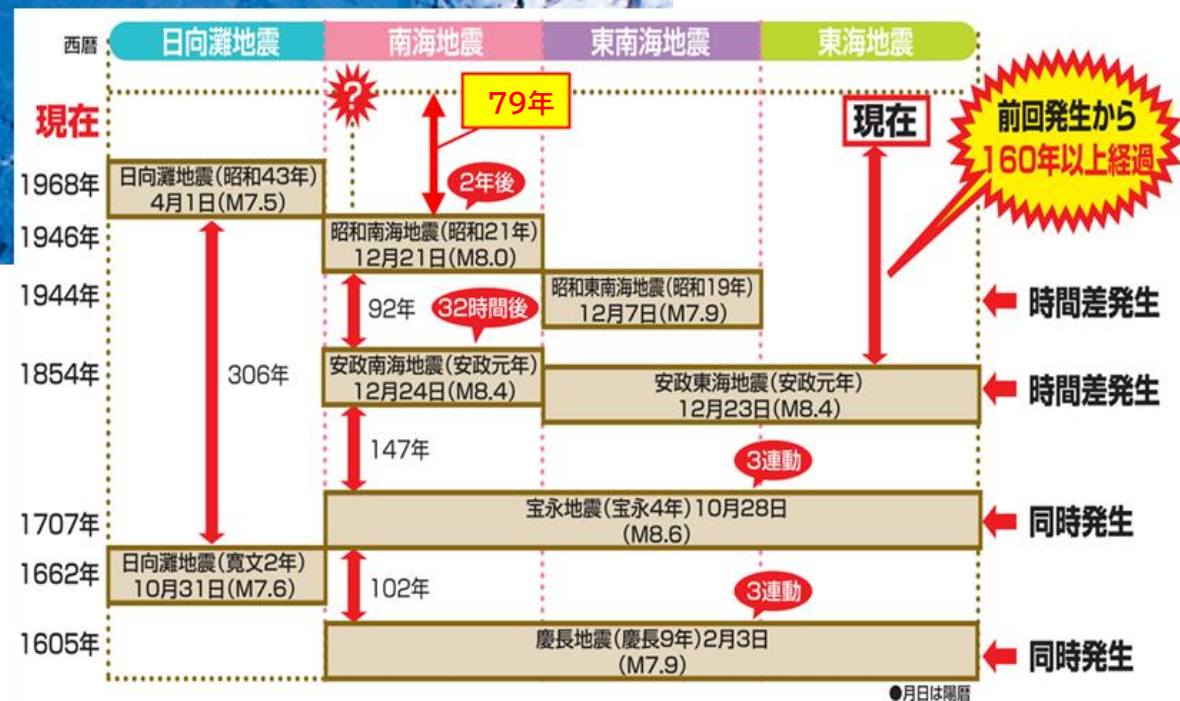


南海トラフ

日本の南の海にあるトラフ
(陸側プレートと海側プレートの境目)

南海地震の特徴

- ・100年から150年の周期で発生
- ・東海、東南海と同時発生や数十時間から数年の時間差で発生
- ・通常大きな揺れと津波を伴う

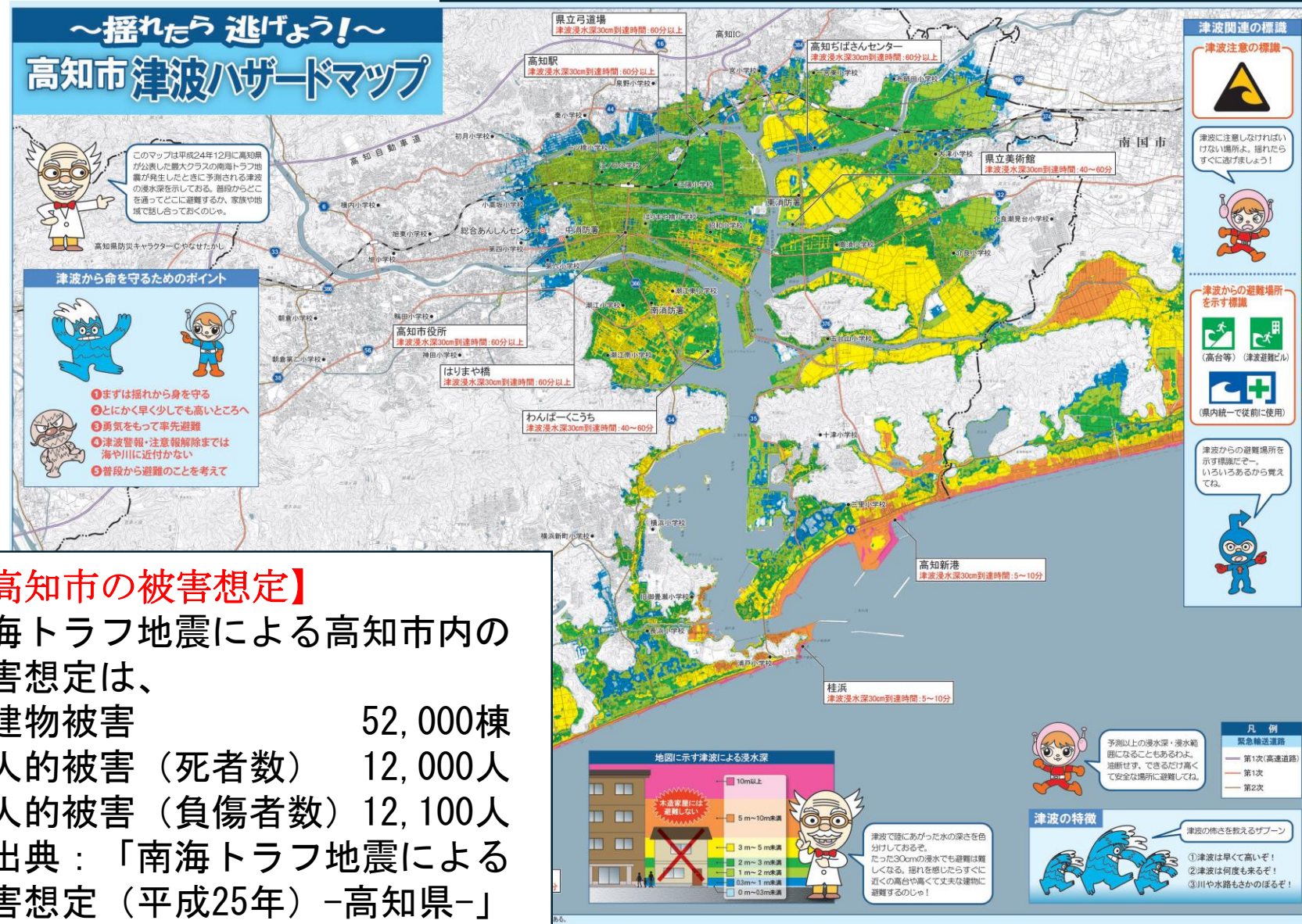


高知市で想定される災害について～避難のための津波浸水想定(従来)

○南海トラフ地震と津波

○従来の津波シミュレーション

命を守る(逃げる)行動を考えるために使います。



【高知市の被害想定】

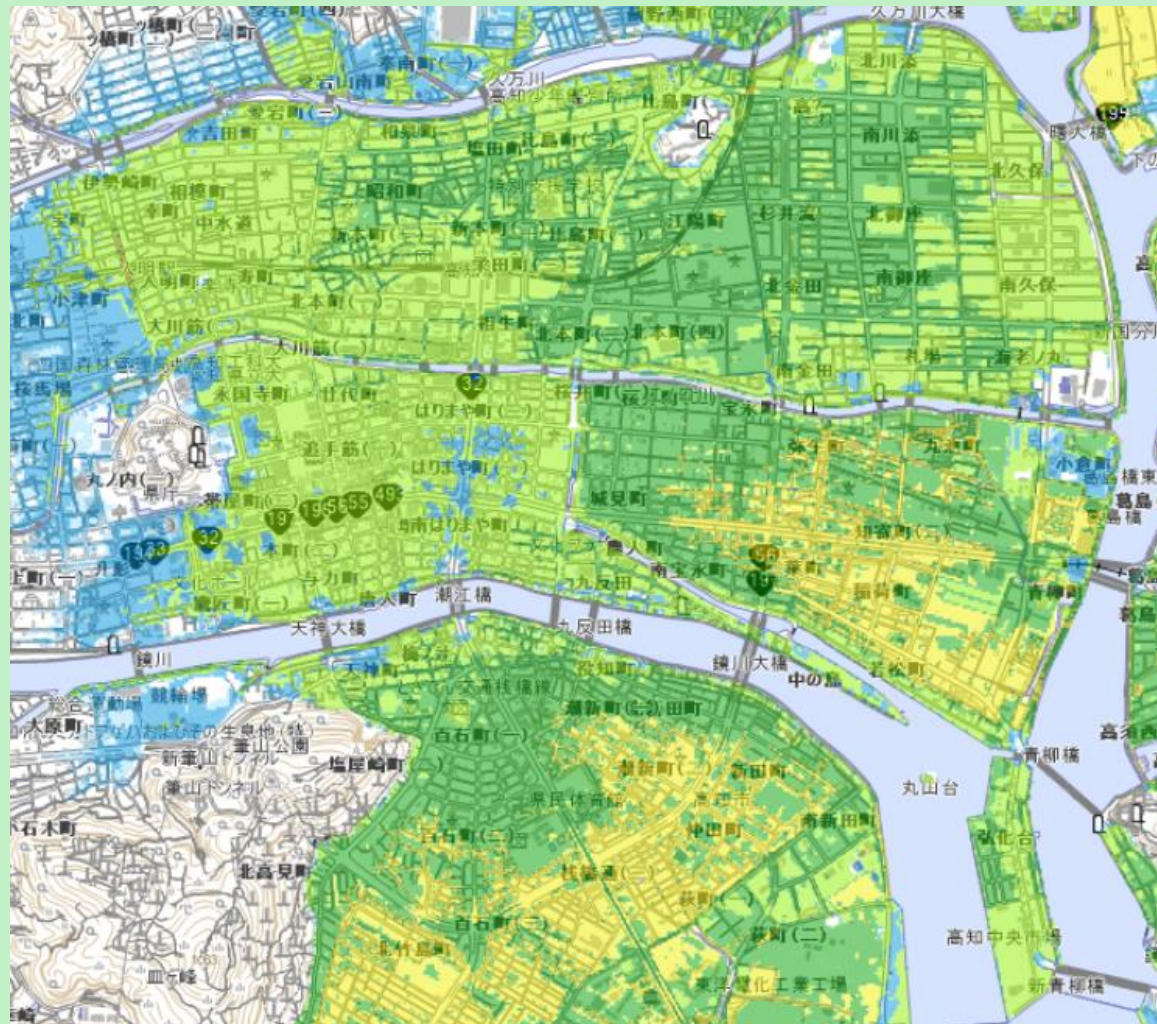
南海トラフ地震による高知市内の被害想定は、

- ・建物被害 52,000棟
- ・人的被害(死者数) 12,000人
- ・人的被害(負傷者数) 12,100人

※出典:「南海トラフ地震による被害想定(平成25年)-高知県-」

高知市で想定される災害について～避難のための津波浸水想定(中央)

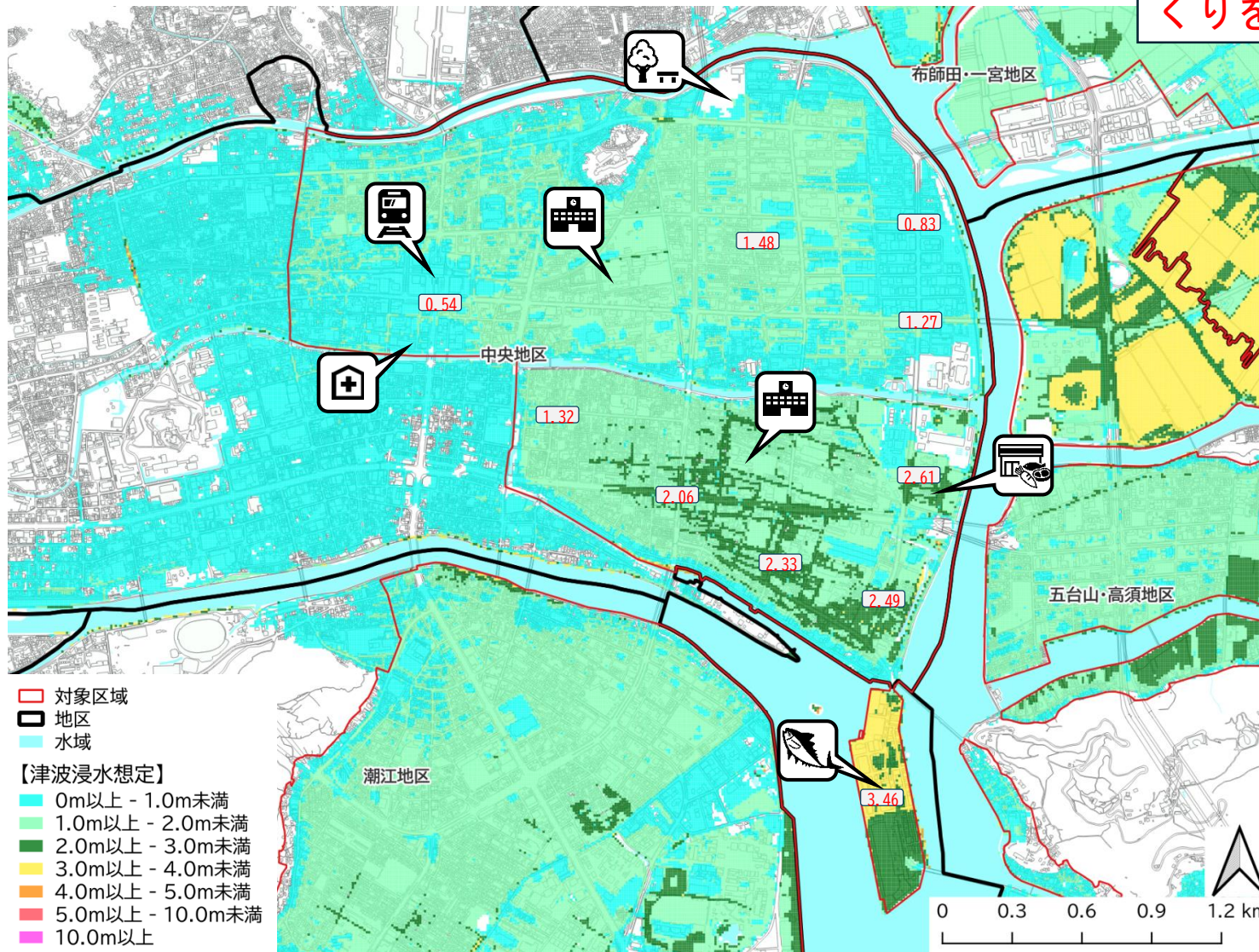
〈従来の津波浸水想定(高知県防災マップ)〉



高知市で想定される災害について～事前復興まちづくりの津波浸水想定

○南海トラフ地震と津波

○新しい津波シミュレーション
堤防の整備効果を踏まえたまちづくりを考える際に使用します。



このシミュレーションは、堤防等の耐震整備が完了している区間及び耐震整備の計画がある区間が「破壊しない」と仮定した場合のものです。

高知市で想定される災害について～最大クラスの津波による浸水想定

○今後発生のある可能性がある最大クラスの津波による浸水想定

【参考】最大クラスの津波による浸水想定のかえ方

考え方	従来の津波ハザードマップ 【H24浸水想定（公表）】	本市が使用する 新しい津波シミュレーション
条件	堤防なし	堤防あり

P3の想定は、津波で堤防などが破壊される想定で浸水を予測したものです。
これは、命を守る（逃げる）行動を考えるために使います。

P5の想定は、津波で堤防などが壊れない想定でのシミュレーションです。
堤防の整備効果を踏まえたまちづくりを考えるために使います。

高知市で想定される災害について～三重防護事業について

【事業の目的】

南海トラフ巨大地震・津波に備えるため、高知港海岸においては、**三重防護**の方針により海岸保全施設を整備することで、地域の安全・安心を確保する。

レベル1：津波の浸入を防ぐ(防災)

レベル2：避難時間を稼ぐ(減災)

【事業の概要】

・整備内容：

第1ライン：港湾施設

防波堤(東第一)、防波堤(東第二)、防波堤(南)、桂浜防波堤

第2ライン：湾口及び海岸保全施設

津波防波堤、水門、陸閘、堤防(改良)、護岸(改良)、胸壁(改良)、陸閘(改良)

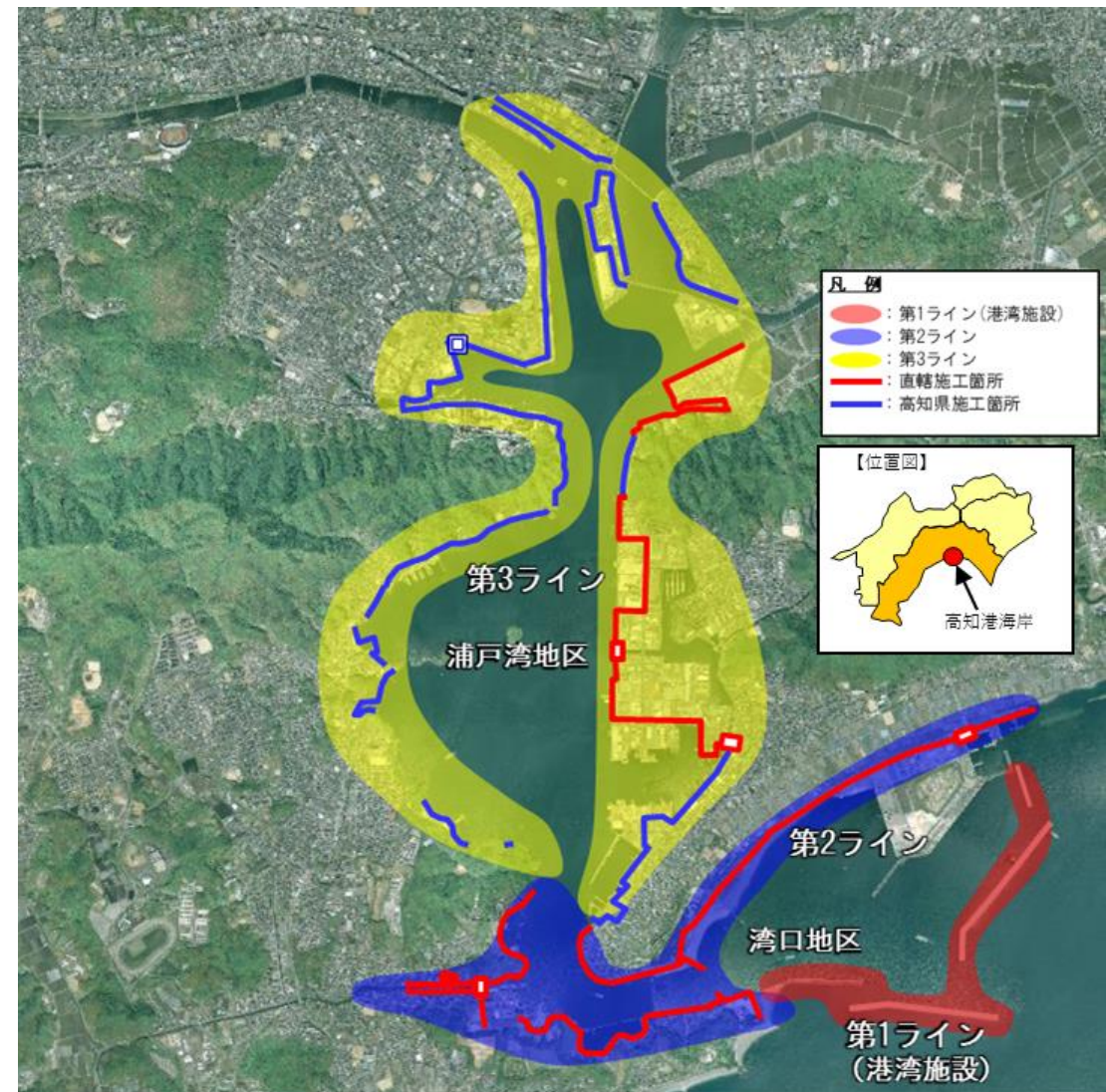
第3ライン：海岸保全施設

水門、堤防(改良)、護岸(改良)、胸壁(改良)、陸閘(改良)、堤防(改良)

・事業期間：平成28年度～令和13年度

・総事業費：940億円（うち、直轄事業は670億円）

※ 総事業費に第1ラインは含まない。



（高知港海岸における三重防護のイメージ）

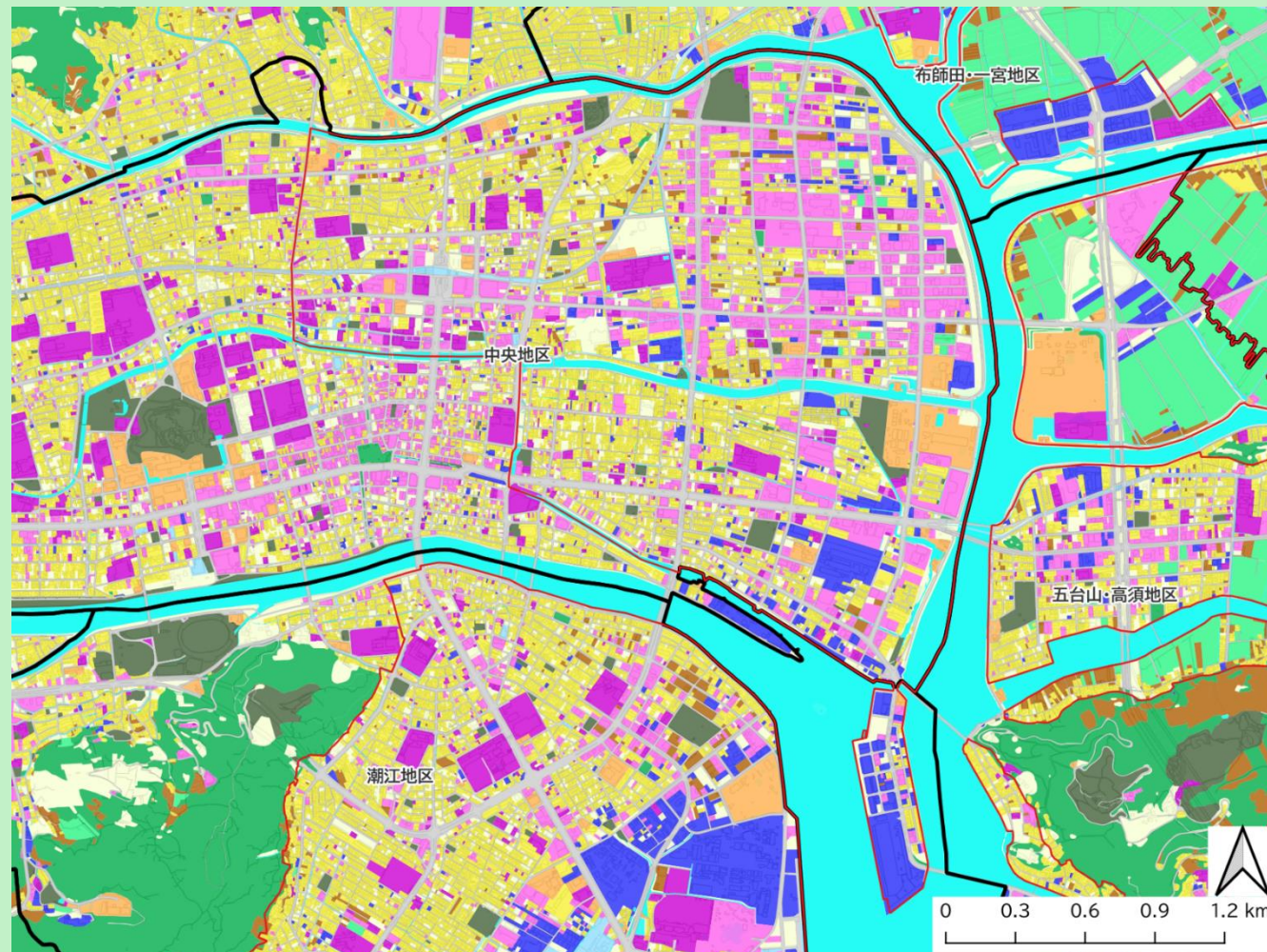
出典：国土交通省資料を基に高知市作成

被害想定図～土地利用図

○中央地区の災害リスク等(土地利用現況)

重ね合わせデータ
〈土地利用現況及び
公共施設配置等
(令和元年都市計画基礎調査
を補正)〉

- 対象区域
□ 地区
- 【土地利用現況】
- 農用地(田)
 - 農用地(畑)
 - 山林
 - 水面
 - 原野
 - 公共緑地
 - 住宅用地
 - 商業用地
 - 工業用地
 - 文教厚生用地
 - 都市運営用地
 - 道路用地
 - 交通施設用地
 - その他



被害想定図～**築年別建物分布図、災害リスク（洪水ハザードマップ）**

重ね合わせデータ

〈洪水ハザードマップ（高知県防災マップ）〉



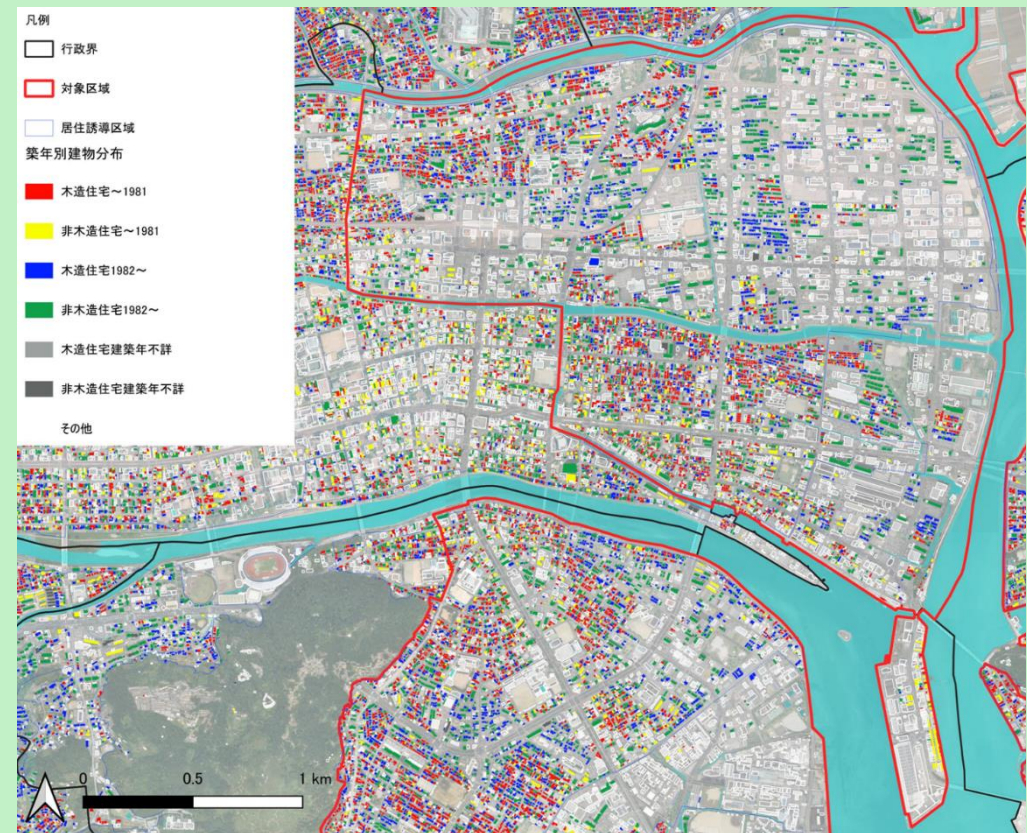
【洪水浸水想定】

- 0m以上0.5m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 10.0m以上

【家屋倒壊等氾濫想定区域】

- 氾濫流
- 河岸浸食

〈築年別建物分布図〉

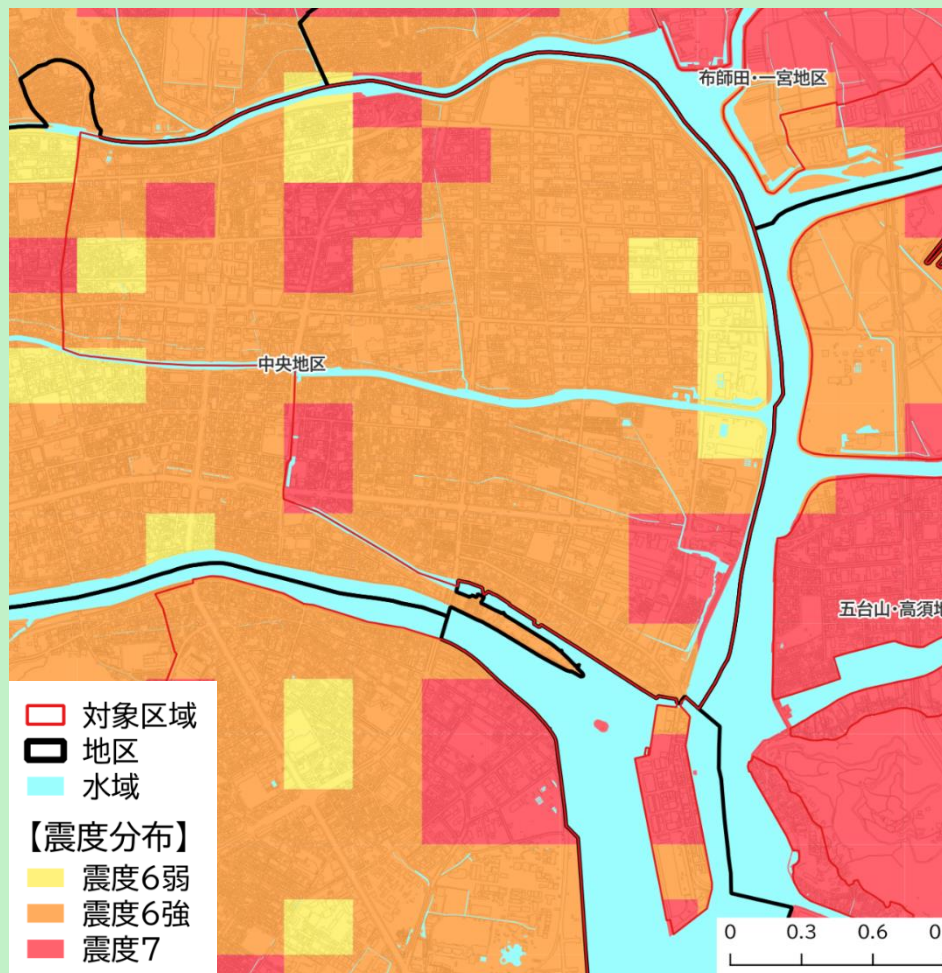


被害想定図～災害リスク（震度分布図、液状化の危険度）

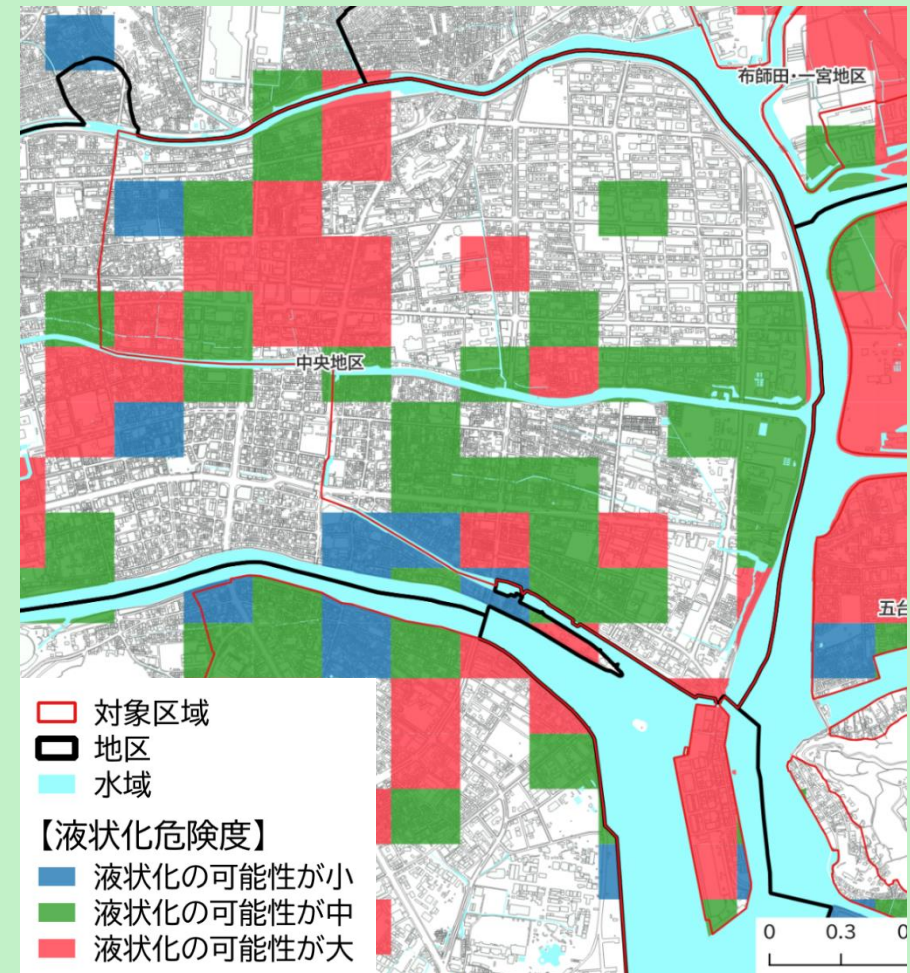
○中央地区の災害リスク等（震度分布図、液状化の危険度）

重ね合わせデータ

〈震度分布図（高知県防災マップ）〉



〈液状化の危険度状況（高知県防災マップ）〉



○中央地区の災害リスク等(地震火災)

「高知市地震火災対策計画」

地震から命を守るためには、揺れや津波への備えだけではなく、地震火災にも備えていく必要があります。木造住宅密集地域において火災が同時多発的に発生すると、家屋の倒壊などにより、道路が通行できなくなり、消防車両などの到着が遅れることが予想されます。

高知市では揺れや津波などに備える計画に加え、南海トラフ地震発生時に想定される「地震火災」による人的被害の軽減を図ることを目的に、高知市地震火災対策計画を策定しています。

「高知市内における重点推進地区」

	地区名
高知市	一宮東町
	薊野西秦東地区
	前里地区
	加賀野井地区
	東久万地区
	小高坂東地区
	小高坂西地区
	旭北地区
	旭駅周辺地区



出典元：阪神・淡路大震災「1.17の記憶」



重点推進地区とは・・・木造住宅が密集している市街地において、地震の発生時刻や風速などの状況により、延焼が拡大するエリアを避けて安全に避難することが困難となる可能性がある地区のことです。高知市では、以下の8つの地区が重点推進地区に該当しています。

「地震時等に著しく危険な密集市街地」

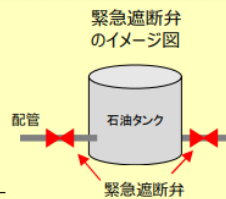
密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である地域を国が指定し、土地区画整理事業を実施しています。【高知市：下島町、中須賀町、水源町、幸町】

〇がれき等拡散シミュレーションに基づく 石油基地等地震・津波対策

対策案 A

緊急遮断弁の設置などによる耐災化【②石油・ガス施設の耐災化対策】

- 自動閉弁が可能な緊急遮断弁の設置、柔軟性のある配管への付替、貯槽本体の基礎部の耐震補強の実施
- 液状化に伴う設置地盤の変形が生じた場合でも、内容物の流出を防止する
- こうした対策の実施には、多額の費用が必要
⇒ 補助事業の拡充について国へ政策提言（H29～）



- 屋外の高スボンベ、ドラム缶を拘束し、流出を防止
- プラットホームの嵩上げ

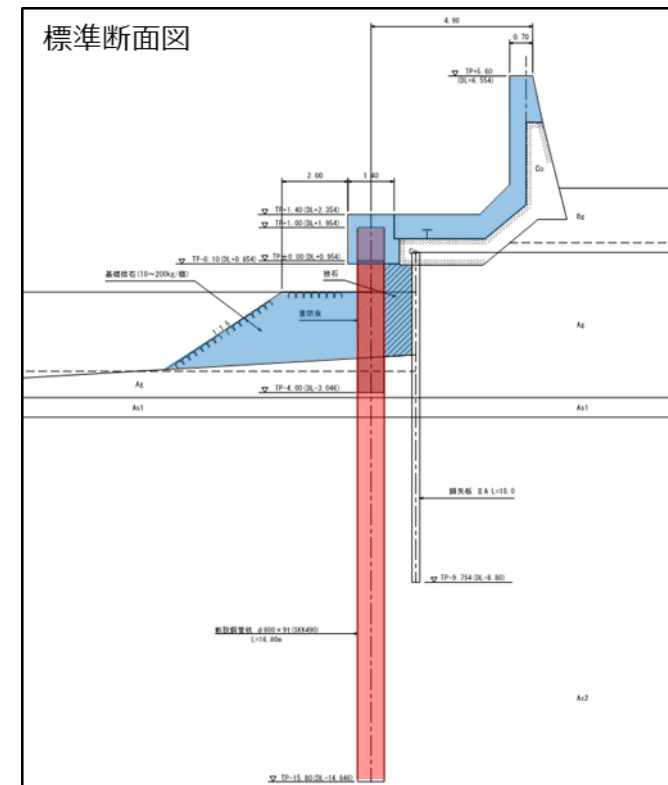


高知県危機管理・防災課ホームページより

対策案

護岸の嵩上げ【漂流物対策】

■ 三重防護による護岸の耐災化に併せて、嵩上げ（事業年度：R7～R13）
（中の島地区）



津波による建物の被害推定の詳細～考え方

次頁に示す東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）から、個別建物の被害の様相について下表のように設定したものです。

■建物の被害の様相 ※建物の被災区分は東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）による

※東日本大震災の被災データの浸水深区分によるため、浸水深区分について2m「超」「未満」としている。

区分	内容(右下図参照)	図表示区分
×	全壊被害の可能性:(全壊となる浸水可能性が50%以上)	全壊被害の可能性
■(浸水深2m超)※	甚大被害の可能性:(大規模半壊以上となる浸水可能性が概ね80%以上、全壊は概ね50%以上)	甚大被害の可能性(浸水深2m超※)
□(浸水深2m以下)※	大修理の可能性:(大規模半壊以上となる浸水可能性が概ね50%以上、全壊は概ね20%未満)	半壊(大修理)の可能性(浸水深2m以下※)
▲	:半壊家屋想定:(半壊程度の浸水可能性が50%以上)	要修理の可能性
△	:軽被害家屋想定:(一部損壊・被災なしの浸水可能性が50%以上)	軽度被害の可能性
□	浸水なし	

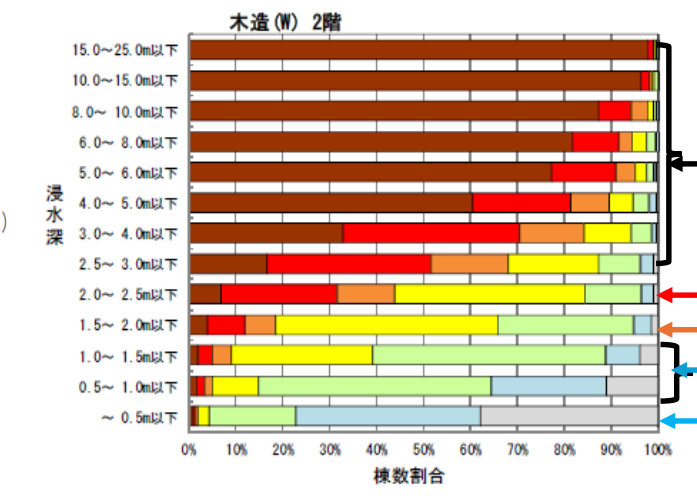
■建物用途・構造・階数別、津波浸水深別被害の様相の設定

建物区分			浸水深									
用途	構造	階数	浸水なし	0.0 ～ 0.5m	0.5 ～ 1.0m	1.0 ～ 1.5m	1.5 ～ 2.0m	2.0 ～ 2.5m	2.5 ～ 3m	3～ 6m	6～ 10m	10m 以上
住宅(専用・併用)	木造	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
	非木造 (RC)	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
非住宅	木造	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
	非木造 (RC)	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×

■東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）※木造2階建ての場合

凡例

- 全壊(流失)
- 全壊
- 全壊(1階天井以上浸水)
- 大規模半壊
- 半壊(床上浸水)
- 一部損壊(床下浸水)
- 被災なし

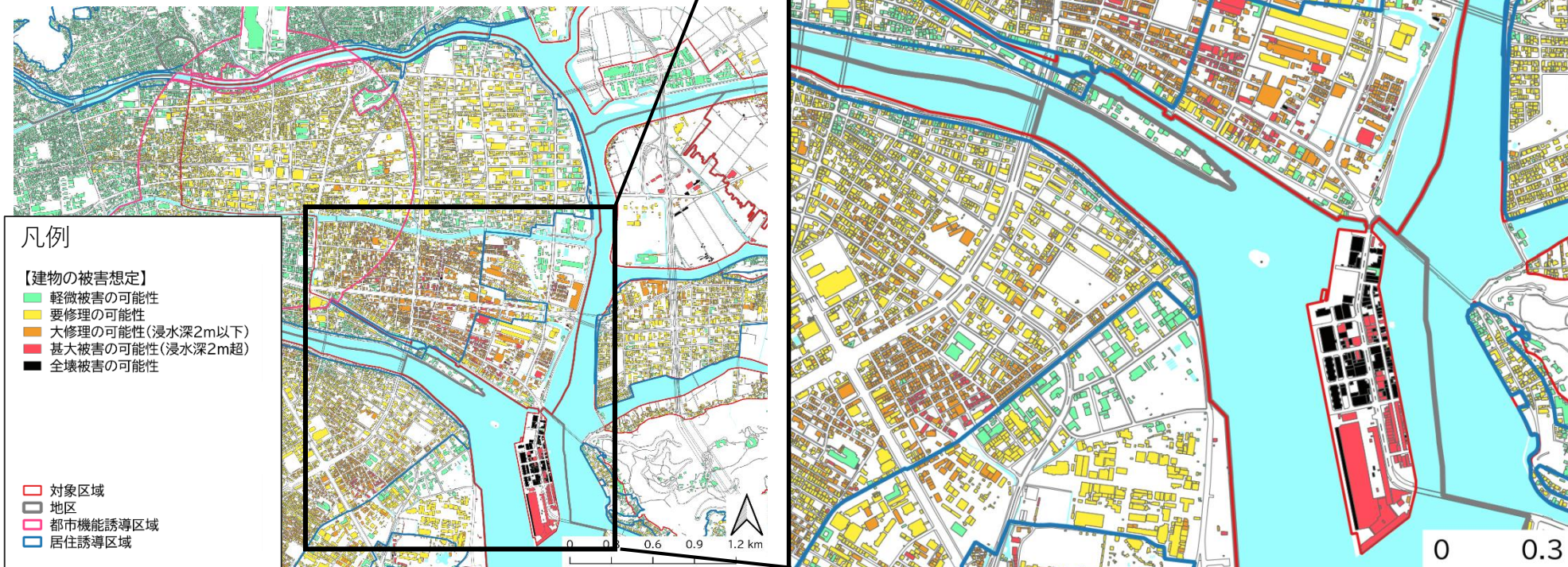


津波による建物の被害推定の詳細～中央地区の状況

津波浸水による建物被災の想定：浸水深は2 m以下がほとんどですが、江ノ口川を境に南側では大規模な修理が必要となる被害を受ける可能性があります。また、弘化台周辺では建物の全壊被害又は甚大被害の可能性があります。

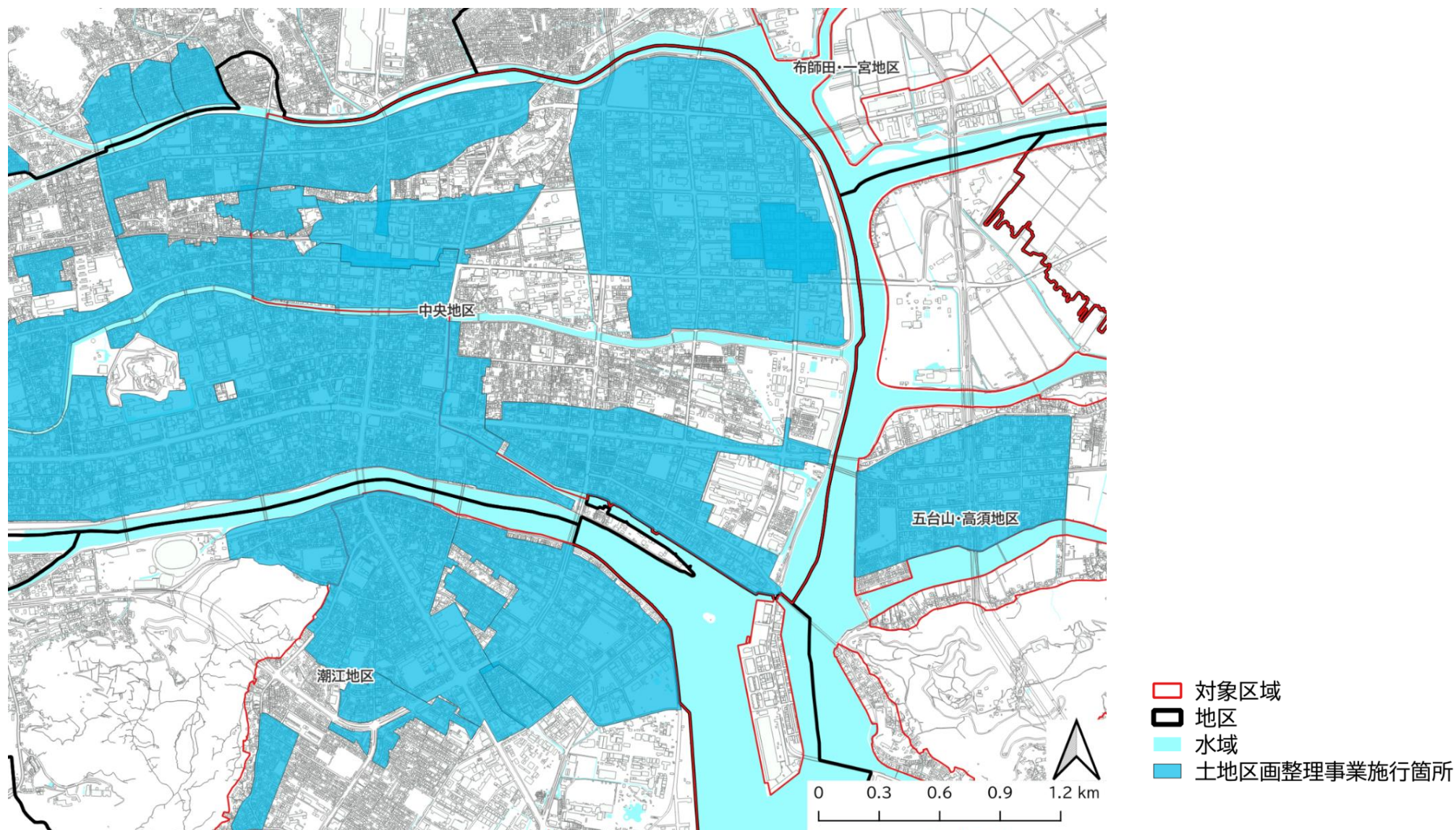
※1 東日本大震災の被災データの浸水深区分によるため、2m「超」「以下」として判定・表示している。

※2 東日本大震災による被災現況調査結果に基づき、基礎調査による建築物の階数や構造について、津波浸水想定を重ねたものである。



分野別の現況 都市計画

【土地区画整理事業】 桜井町～小倉町・青柳町にかけてのエリアや、北本町・江陽町周辺では区画整理事業が未施行となっています。



出典：都市計画基礎調査

復興パターン側面図等 (第1案)

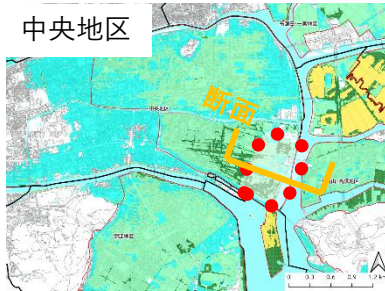
【側面図 (第1案)】

二線堤形成と合わせた市街地の再生

～市街地・産業振興ゾーンの土地利用再編と合わせた再編・再生

- 浸水深2m以上の箇所がある海岸付近
 - ・非可住地化(2線堤や緑地等の整備)
 - ・二線堤防の整備に合わせて面的な整備を行い、住宅の建設
- 浸水深2m未満の箇所
 - ・被害状況に応じた土地区画整理
 - ・1階部分の非居住化のルール
- 移転希望者の住宅
 - ・丸池公園周辺の市営住宅の整備・移転
 - ・居住誘導区域内への住み替え
- 避難対策の実施

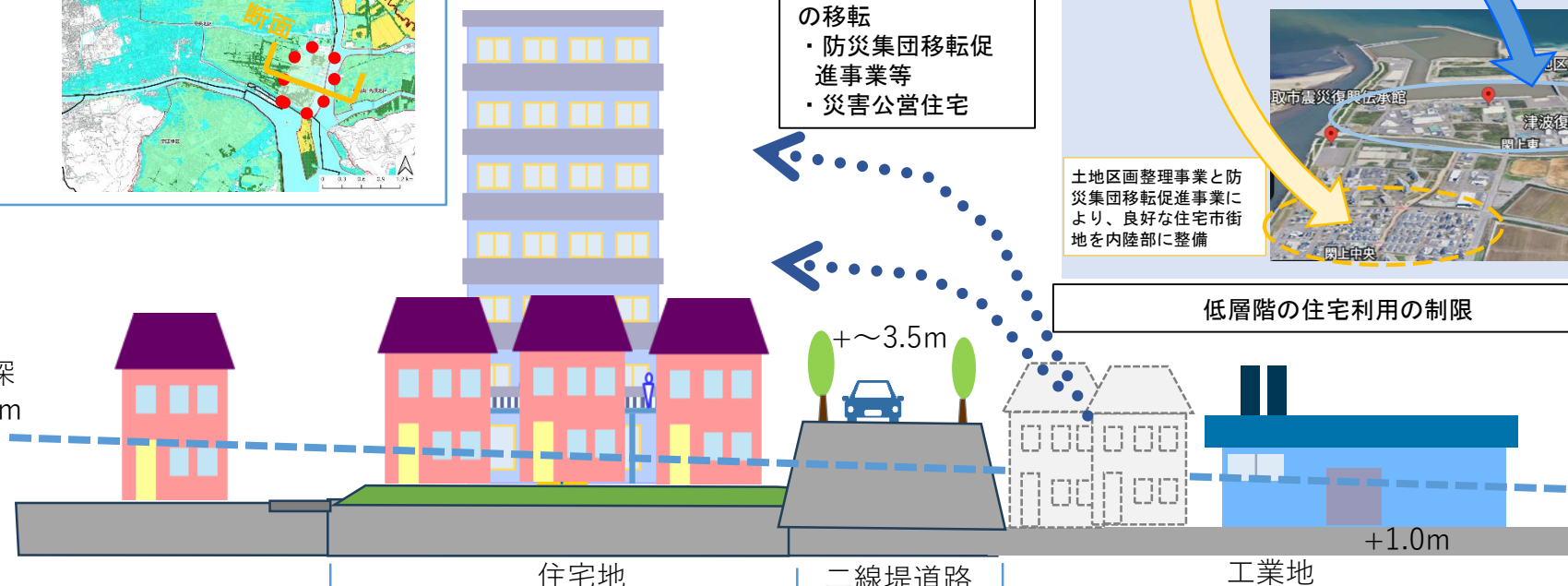
中央地区



周辺嵩上げ市街地
や丸池公園周辺へ
の移転

- ・防災集団移転促進事業等
- ・災害公営住宅

浸水深
1.5～m



道路と合わせた面的嵩上げによる二線堤空間の整備

移転跡地は非住宅施設の誘導

【大規模な土地利用の再編について】

住宅や工業施設が混在する地域等については、**大規模な被災が発生した場合、土地利用の再編**により、**住工混在の解消**による**良好な住宅市街地**や**活力ある産業系土地利用の構築**等を検討する必要がある。

【参考事例】

大規模土地利用再編事例(東日本大震災 名取市)



被災前の混在市街地について、土地区画整理により、被災事業者の産業再生の場を創出。集約・整序後の市有地を活用し、進出企業の誘致など産業の振興を推進



土地区画整理事業と防災集団移転促進事業により、良好な住宅市街地を内陸部に整備

低層階の住宅利用の制限

【側面図（第1案）】

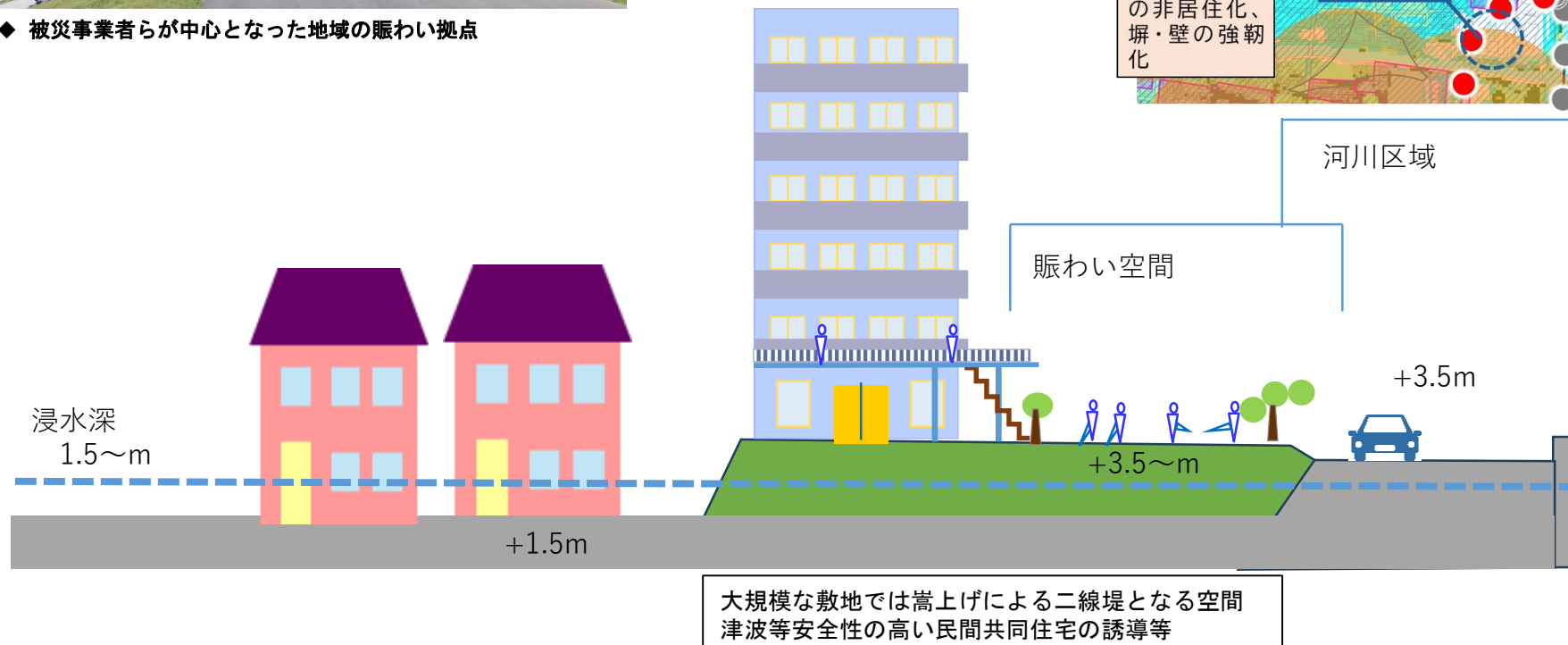
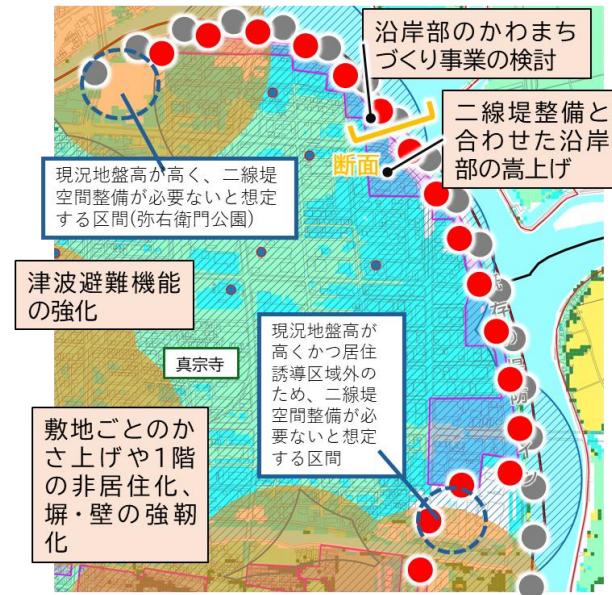
二線堤形成と合わせた市街地の津波安全性の向上
～新市街地ゾーン・豊かな河川空間形成と合わせた二線堤整備イメージ

《かわまちづくりイメージ》

関上地区かわまちづくり（宮城県名取市、名取川水系名取川）



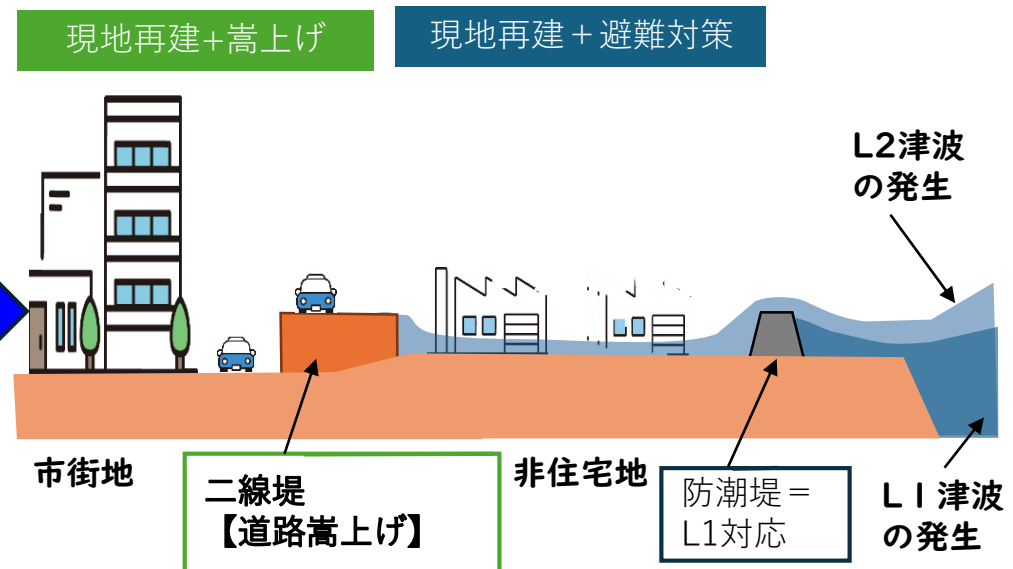
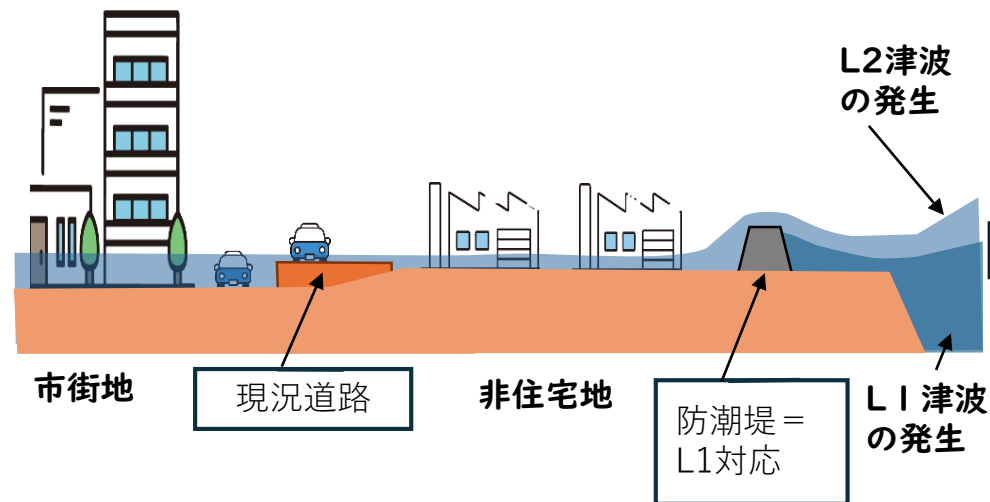
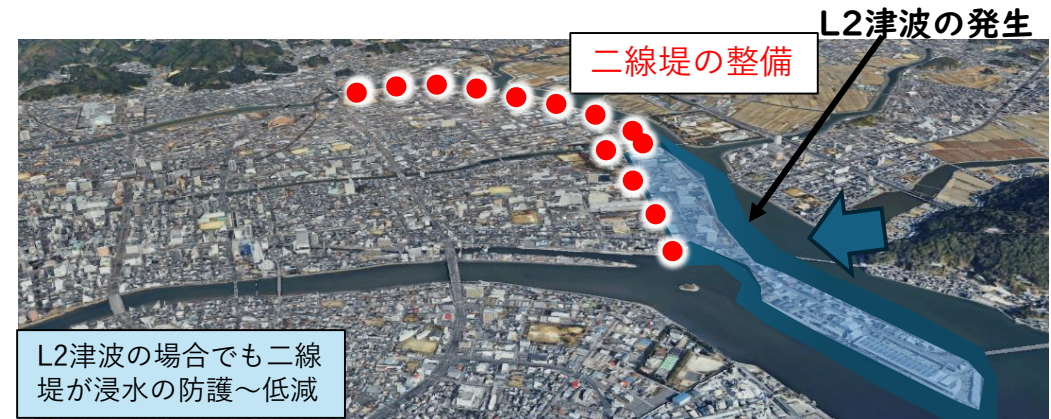
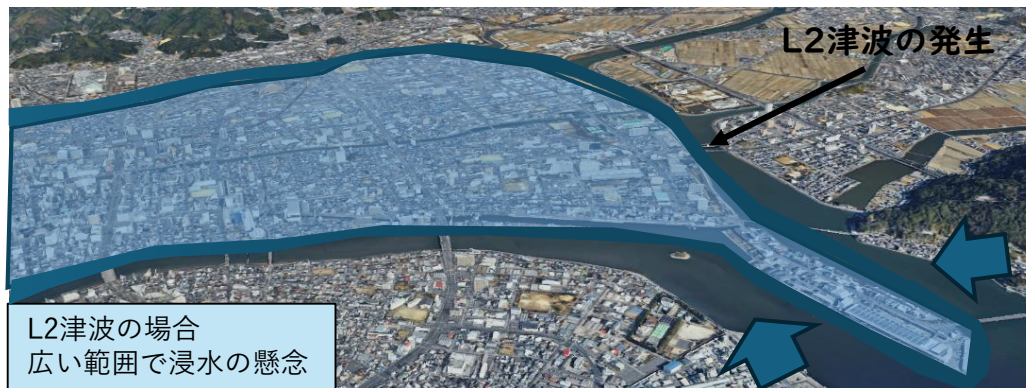
◆ 被災事業者らが中心となった地域の賑わい拠点



二線堤形成イメージ(二線堤の効果等)

津波による被災イメージ

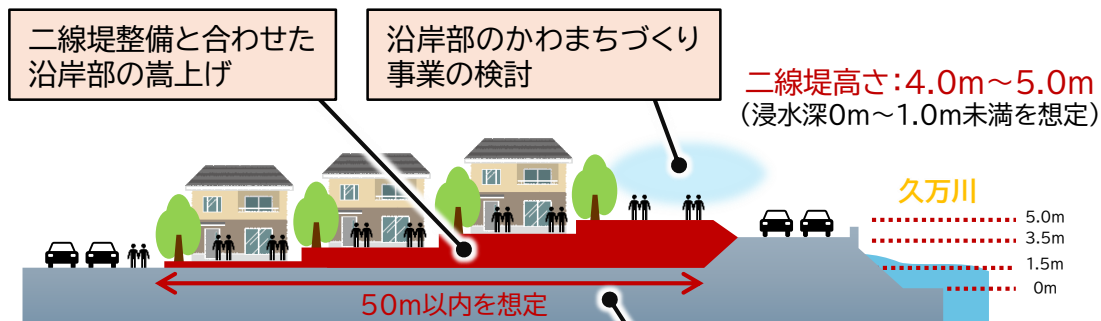
二線堤による復興イメージ



※津波高さや浸水深等はおおよそのイメージを示しています。

【参考】新市街地ゾーンにおける二線堤の整備イメージ

■ 断面イメージ図



■ 形成イメージ図



■ 現地写真(北久保周辺)



【参考】かわまちづくり支援制度の概要

目的		河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組を定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度（以下「支援制度」という。）への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組を支援し、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指すこと
河川管理者が行う支援	ソフト施策	➢ 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施 ➢ 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供 ➢ 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援 ➢ 河川利用者の安全確保に向けた川の指導者の安全講習等の受講、啓発活動等を支援
	ハード施策	➢ 河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を、事業着手後、概ね5か年で積極的に推進する。

復興におけるかわまちづくりの事例

閑上地区かわまちづくり（宮城県名取市、名取川水系名取川）



石巻地区かわまちづくり（宮城県石巻市、北上川水系旧北上川）



【取組内容】

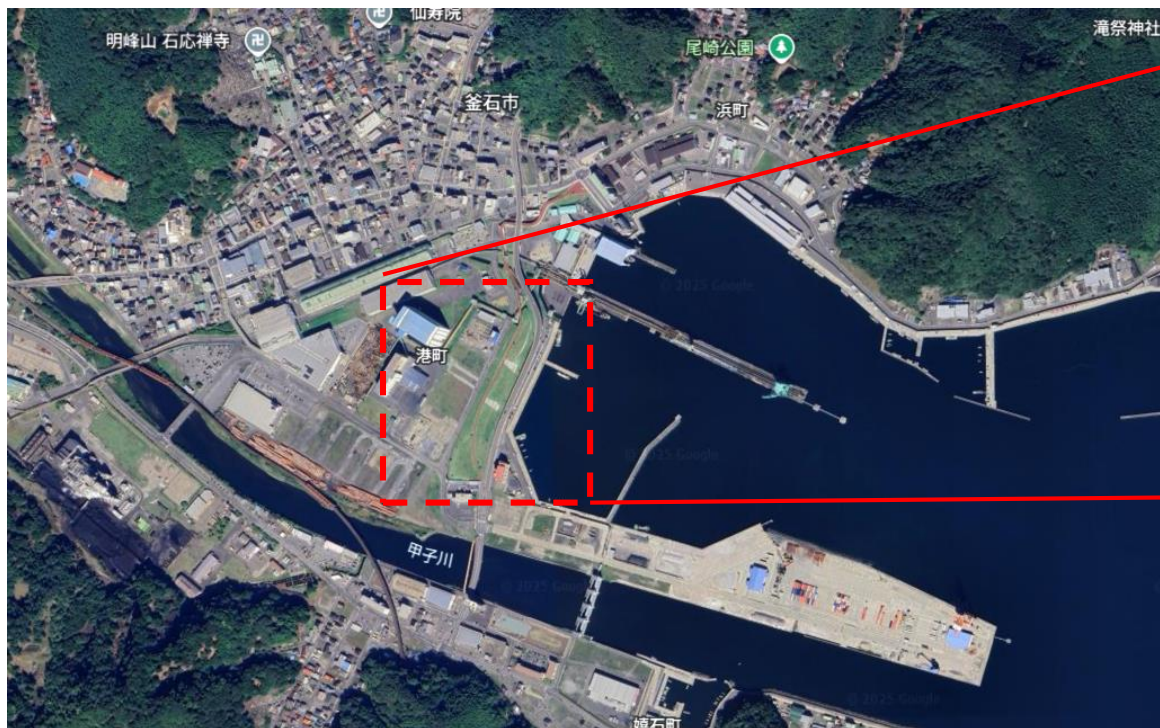
- ◆ 被災事業者らが中心となった地域の賑わい拠点
- ◆ 様々な関係主体によるイベント等の開催及び情報共有・発信
- ◆ 舟運事業、震災復興伝承事業等による復興まちづくりの推進
 - ・河川堤防と同じ高さに整備した側帯上に、被災事業者らが中心となって設立したまちづくり会社が商業施設を建設・運営。
 - ・都市・地域再生等利用区域を指定し、舟運事業や河川防災ステーションにおける震災復興伝承事業等により、被災体験を活かした復興まちづくりを実施。

【取組内容】

- ◆ 復興まちづくりとして新たな観光・交流拠点を整備
- ◆ 堤防から商業施設へ直接出入り可能な「堤防一体空間」の創出
 - ・堤防背面に盛土と直立擁壁を設置することで、堤防に隣接する商業施設「いちのまき元 気いちば」の2階部分に直接出入りできる最大17m幅の「堤防一体空間」を創出。

出典：かわまち大賞（先進事例紹介）：国土交通省水管理・国土保全局

二線堤整備事例(釜石市) ※防潮堤と二線堤が近接している事例



避難路機能を兼ねた防災緑地



釜石市の防災緑地（三重の防護）



●概要

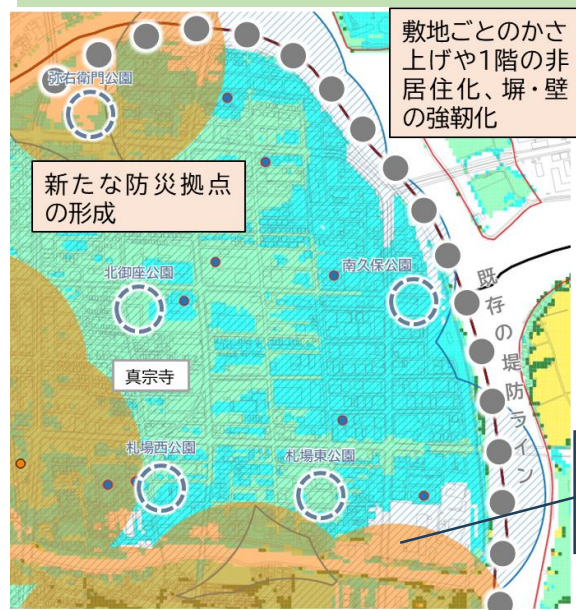
湾口防波堤や防潮堤、避難路を兼ねた防災緑地の三重の防護により津波の減勢を図る。



復興パターン側面図等 (第2案)

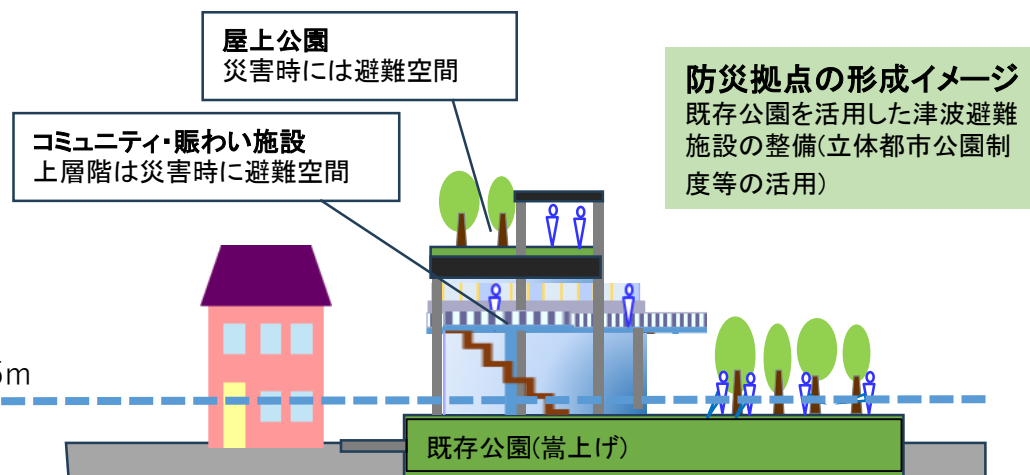
【側面図 (第2案)】

津波避難機能の強化～新たな防災拠点の形成

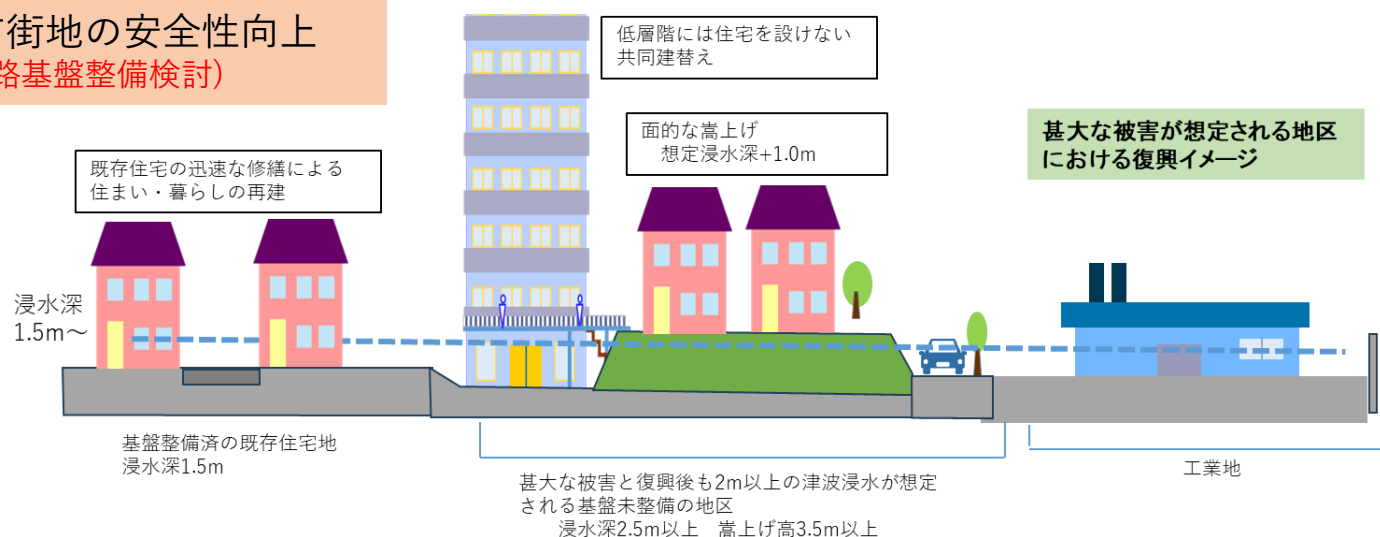


公共施設等の津波避難ビルからの避難距離【400m】圏内

※公園候補地は公共を優先的に選定



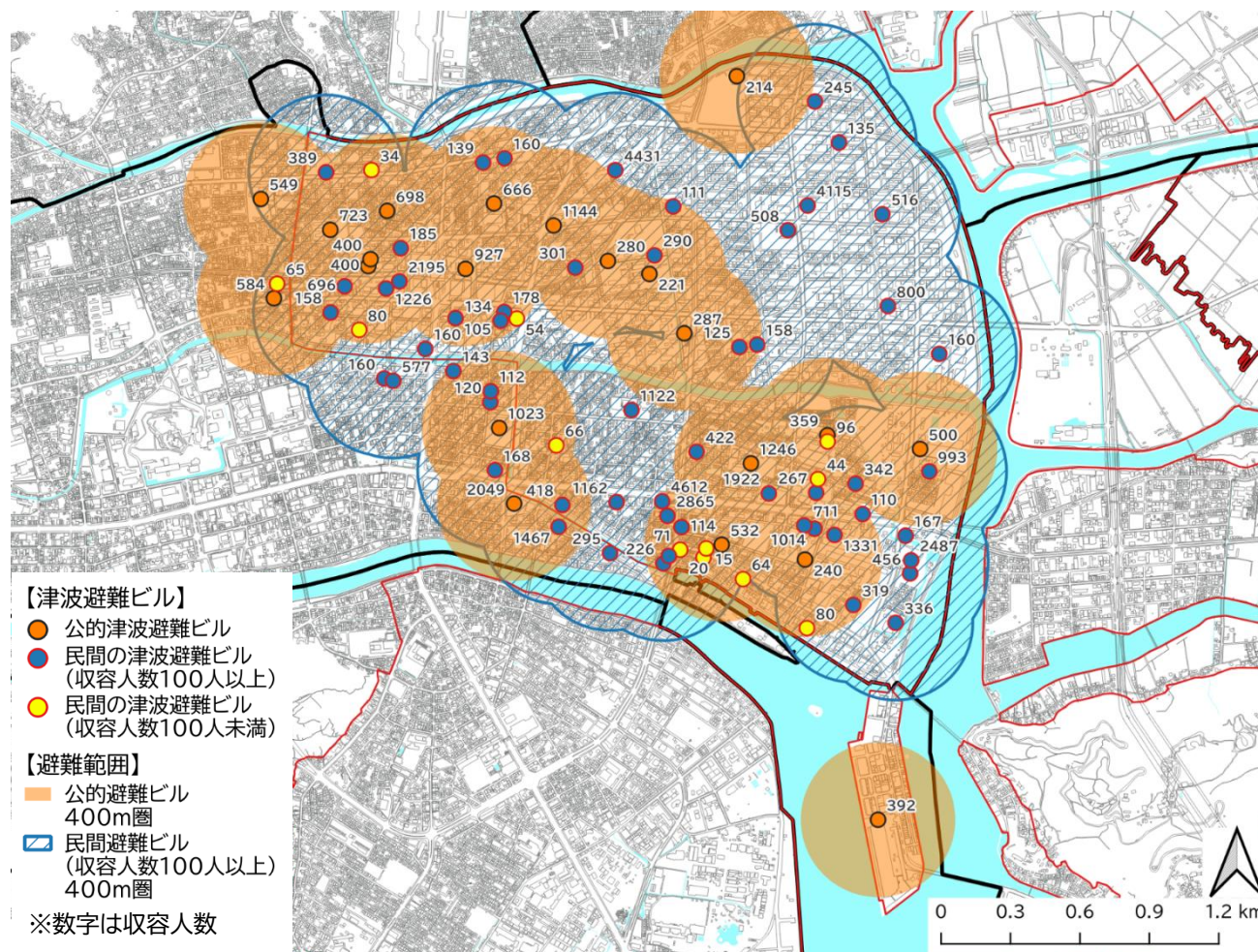
甚大な被害が想定される市街地の安全性向上 ～嵩上げ+土地区画整理事業(道路基盤整備検討)



立体都市公園の計画における津波避難ビルの立地状況

津波避難ビルの立地状況をみると、対象区域のほとんど全域が**徒歩避難距離（半径400mと設定）**の圏内となっていますが、北久保～海老ノ丸周辺や、桜井町～南宝永町周辺の市街地は**公的避難ビルへの避難圏域外**となっています。

また、津波避難ビルの用途内訳をみると、民間の避難ビルでは賃貸マンション、分譲マンション、ホテルが多くを占めています。

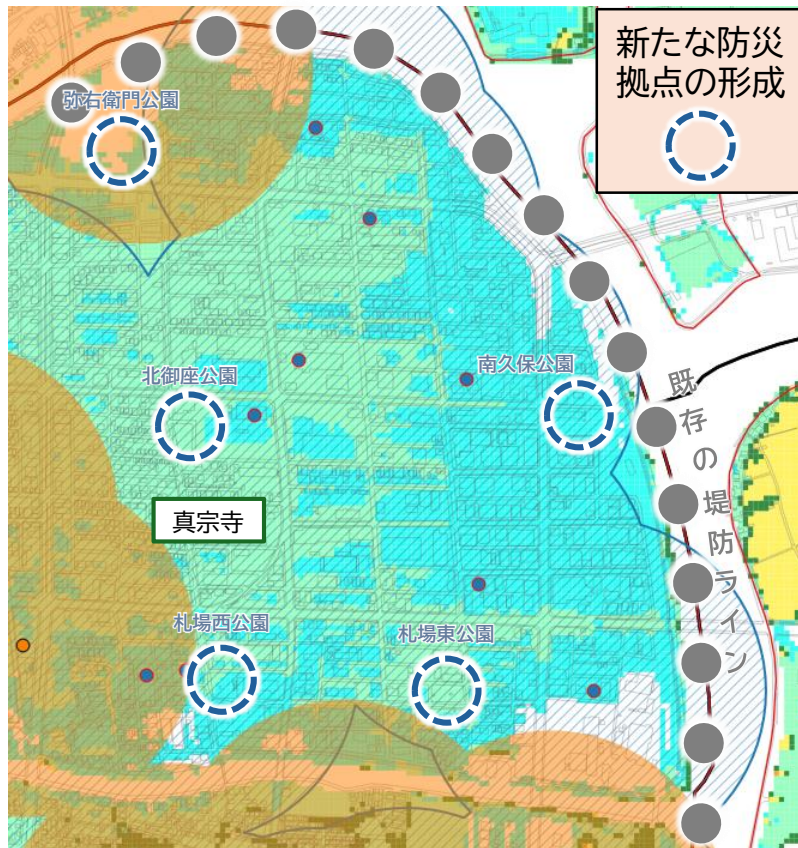


津波避難ビルの用途内訳

	公共	民間	計
ホテル	0	11	11
学校	6	3	9
集会所等	4	0	4
公営住宅	4	0	4
賃貸マンション	0	17	17
分譲マンション	0	17	17
事務所等	7	6	13
店舗等	0	4	4
福祉・病院	0	4	4
立体駐車場	0	5	5
計	21	67	88

立体都市公園の計画における考え方

新市街地ゾーン（北川添、北久保等）



【敷地ごとの嵩上げや1階の非居住化、塀・壁の強靱化】

- ・平地については敷地ごとの個別の嵩上げや1階の非居住化、塀・壁の強靱化などを検討する。

【新たな防災拠点の形成】

- ・公的避難ビルの圏域外となっているエリアについて、立体都市公園制度等の活用により、既存の都市公園の敷地内に避難施設となる建築物を設置し、土地の有効利用を図りながら新たな防災拠点を形成します。

※新たな防災拠点設定の考え方

以下の範囲から、対象となる都市公園を選定。

- ✓ 津波浸水想定が1.0～2.0mまたはその区域に近接している範囲。
- ✓ 公的避難ビルの利用圏域外となっており、津波避難機能の強化が重点的に必要である範囲。

【津波浸水想定】

- 0m以上 - 0.3m未満
- 0.3m以上 - 1.0m未満
- 1.0m以上 - 2.0m未満
- 2.0m以上 - 3.0m未満
- 3.0m以上 - 4.0m未満
- 4.0m以上

【津波避難ビル】

- 公的津波避難ビル
- 民間の津波避難ビル（収容人数100人以上）
- 民間の津波避難ビル（収容人数100人未満）

【避難範囲】

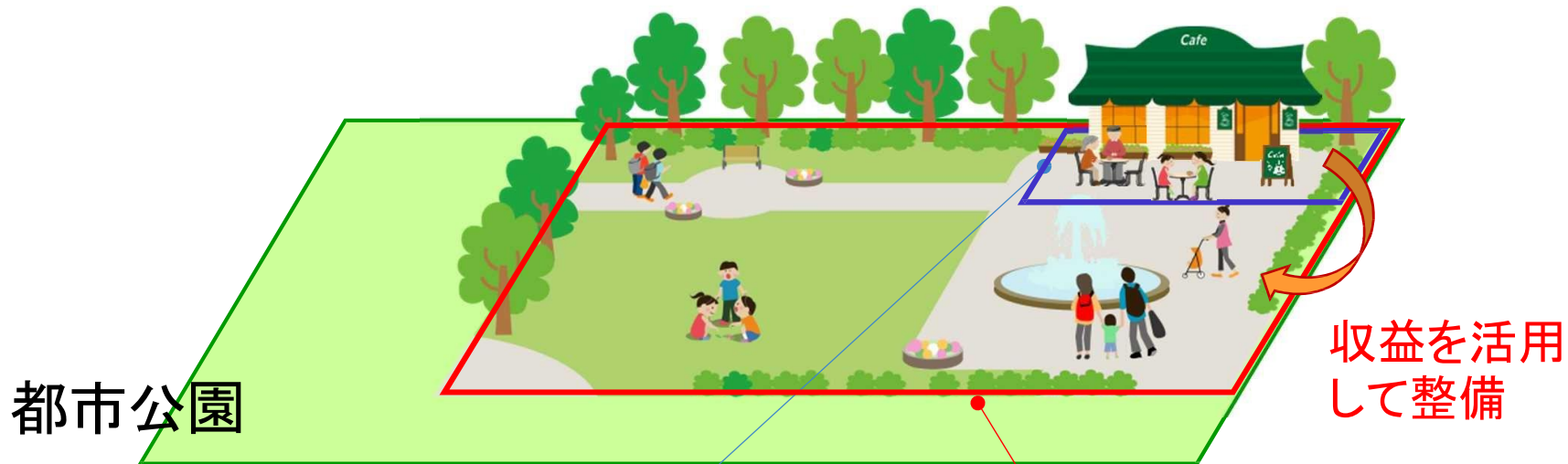
- 公的避難ビル 400m圏
- 民間避難ビル（収容人数100人以上） 400m圏

● 公募設置管理制度 (Park-PFI) の特徴

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブ(報酬・評価)として適用される

条件

園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと



民間が収益施設と公共部分を一体的に整備

カフェ等の収益施設
(公募対象公園施設)広場、園路等の公共部分
(特定公園施設)

従前

民間資金

公的資金

新制度

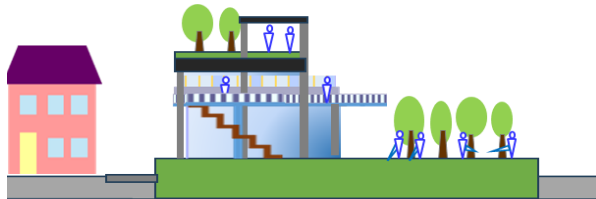
民間資金

収益を充当

公的資金

立体都市公園のまとめ

防災（避難）拠点による復興イメージ
（既存公園の立体化・民間賑わい施設整備イメージ）



方向性: 弥右衛門公園の他に、北御座公園、北久保公園、札幌西公園、札幌東公園について、立体都市公園制度を活用し、防災拠点に位置付ける。

立体公園制度とは、一つの土地の上空や地下などを「立体的」に区分して、公園と他の都市施設を重ねて整備できるようにする制度です。

従来は、公園用地の上や下に建物・道路・駐車場などを整備しようとする、「公園なのか、道路なのか、建物用地なのか」が法的に整理しにくく、公園と他の施設を“重ねて利用する”ことが難しい面がありました。

そこで都市公園法などが改正され、「立体的な区分」を法的に認めることで、地下に駐車場や道路、地上部に都市公園（緑地・広場）上部にビルや公共施設といった多層利用（重ね使い）をしやすいとしたのが「立体都市公園制度」です。

メリット

- ①土地の有効活用：限られた都市空間をフル活用できる
- ②公園面積を確保しやすい：再開発で地上部に建物をつくっても、別の層に公園を設けやすい
- ③防災拠点や避難スペースを確保しやすい
- ④中心市街地のにぎわいづくりと両立しやすい（公園＋商業施設などの複合）

デメリット・課題

- ①構造が複雑になり、建設コストや維持管理コストが高くなりがち
- ②管理主体（公園管理者、道路管理者、民間事業者など）が複数になると、責任分担や維持管理ルールの調整が必要
- ③地下・屋上公園の場合、日照・風通し植栽の生育管理バリアフリー（エレベーター・スロープ）など、通常の平地公園よりも工夫が必要。

【まとめ】

「避難・防災機能を持つ既存都市公園」を、平常時はにぎわい創出・交通結節、発災時は避難拠点・応急対応拠点となる多機能拠点型公園に再編する。

その際、用地の追加取得ではなく、立体都市公園制度により既存公園の地下・上部空間を高度利用し、避難スペース、備蓄機能、防災交通機能を重ねて配置する。

例えば、一次避難場所、帰宅困難者の一時滞在スペース、応急物資の一時集積・輸送拠点。

中央地区における主要な復興事業費の比較（概算）

【事業費】

○第1案(二線堤形成案) 事業費

土地区画整理事業(a)	約6.7ha	約70億円
土地区画整理事業(b)	約8.4ha	約90億円
土地区画整理事業(c)	約8.8ha	約100億円
土地区画整理事業(d)	約9.6ha	約110億円
土地区画整理事業(e)	約1.1ha	約10億円
土地区画整理事業(f)	約14.8ha	約160億円
土地区画整理事業(g)	約13.6ha	約150億円
土地区画整理事業(h)	約4.6ha	約50億円
計	約67.6ha	約740億円
防災集団移転促進事業(①)	110戸 × 36,780千円 =	約40億円
防災集団移転促進事業(②)	30戸 × 36,780千円 =	約10億円
計		約50億円

合計 約790億円

○第2案(現地再建案) 事業費

土地区画整理事業(a)	約6.7ha	約70億円
土地区画整理事業(b)	約8.4ha	約90億円
土地区画整理事業(c)	約8.8ha	約100億円
土地区画整理事業(d)	約9.6ha	約110億円
土地区画整理事業(e)	約1.1ha	約10億円
土地区画整理事業(f)	約1.7ha	約20億円
土地区画整理事業(g)	約0.7ha	約10億円
土地区画整理事業(h)	約1.8ha	約20億円
土地区画整理事業(i)	約1.2ha	約10億円
土地区画整理事業(j)	約4.6ha	約50億円
土地区画整理事業(k)	約5.9ha	約30億円※
計	約50.5ha	約520億円
防災拠点((B)~(E)、公園一体建物のうち立体都市公園関連部分)	1500㎡/箇所 × 4	約0.6ha 約20億円※
合計		約540億円

※事業費算出根拠等

【土地区画整理事業】

谷山第三地区(鹿児島市): 34.9ha, 38,300百万円 → 約1,100百万円/haより
ただし(k)※について浸水深が深く建物全壊・流出が殆どとして移転補償がないものとして5億円/haで計上

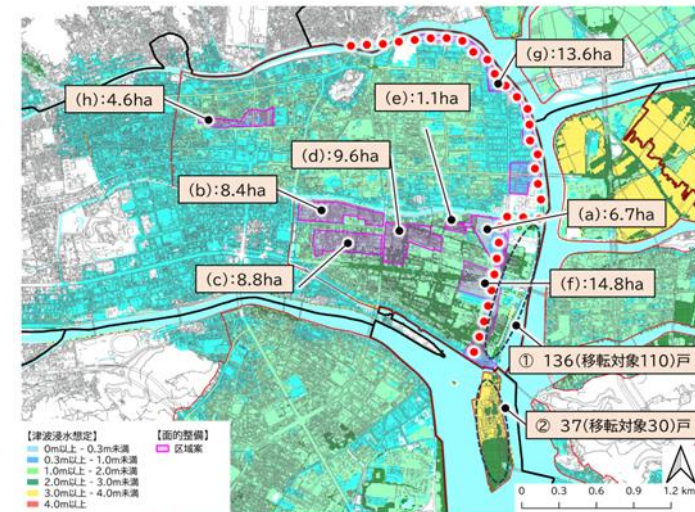
【防災集団移転促進事業】 36,780 千円/戸(東日本大震災石巻市事例をデフレーターで補正)

既成市街地・公共用地活用の効率的な整備として 補助限度額移転 1戸当たり約18,000千円以内となることも想定される。
移転戸数は住宅地図より、空き家。マンション等を除く戸建て住宅等の居住世帯数(下知136戸、弘化台37戸)の80%と想定。20%は災害公営住宅対応と想定

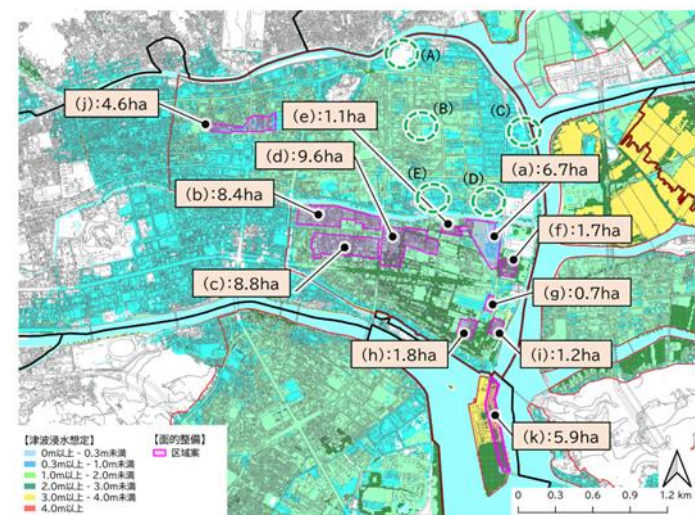
【防災拠点(立体都市公園関連部分)】 30万円/㎡ 人口基盤等の整備費用想定

公園一体建物のうち立体都市公園関連部分としその他は民間資金によるものとして未計上

第1案 位置図



第2案 位置図



復興に向けたスケジュール～復興の道すじのイメージ

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
災害発生								
住宅・まちづくり	○応急仮設住宅整備 ○市庁舎等の仮設整備 ○公的サービスの機能復旧 ○住宅の応急修理 ○耐震化を考慮したライフライン（水道、下水道、電気、通信、ガス）の整備	○災害公営住宅整備 ○市庁舎等の整備 ○市街地・公共施設整備（現地再建、嵩上げ再建、新市街地整備、高台移転等） ○恒久住宅の再建		○災害公営住宅（旧和歌山県庁）				
保健・医療・福祉	○総合的な臨時相談窓口の設置 ○仮設診療所整備 ○健康相談・心のケア ○被災者の生活支援・自立支援に向けた取組み							
地域コミュニティ	○地域で支え合う体制づくりの整備			○地域コミュニティの再生支援		○地域コミュニティ活動拠点（ふれあいセンター等）の整備		
教育・人づくり	○児童・生徒の就学支援○学校施設の機能復旧・仮設施設整備 ○文化財等の災害復旧		○保育所、市立小・中・高等学校の整備		○防災教育の推進		○災害・教訓の継承	
商工業	○再建資金の相談 ○街路市等の再開 ○共同仮設工場・店舗整備	○産業団地等の整備		○賑わいと活力ある商工業の支援・推進		○産業基盤の整備	○産業の本格復興と新たな産業の推進	
農林業水産業		○仮設排水対策 ○基盤整備（塩害対策）	○施設整備		○生産効率の高い農業の推進 ○市場・水産加工場等の本格再開			
観光業		○地域資源を復活（おきゃく、よきこい祭り）						

復興に向けたスケジュール～復興計画の期間

①復興計画の期間

復興パターンに示されたまちづくりの実現に向けたスケジュールを設定します。おおむね発災後の1年間は、復興まちづくり計画の策定を想定し、1年後から事業に関する調査や調整を実施（1～2年）、その後に事業着手、住宅建設等が進むと想定します。

	事業	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	以降
まちづくり計画	復興まちづくり計画の策定	検討・策定								
住宅地整備	2線堤と土地区画整理事業【第2案】	調査・設計・協議				公共施設・宅地整備・住宅建設				
	土地区画整理事業（2線堤を含まない）【第1案】	調査・設計・協議				公共施設・宅地整備・住宅建設				
	防災集団移転促進事業（差込型）	調査・設計・協議		事業着手		住宅建設				
	地区計画・狭あい道路整備等促進事業	計画策定				まちづくりの推進				
	宅地液化化防止事業	調査・制度設計				まちづくりの推進				
基盤施設の整備等	津波避難施設の整備		調査・設計		事業着手		供用開始			
	堤防機能を持つ道路の整備、強化		調査・設計		事業着手		供用開始			
その他の事業	先進技術の積極的な導入									
	継続的な津波避難対策									
	立地適正化計画に沿ったまちづくりの推進									
	災害時に使用可能な用地の確保と活用									
	産業再生に向けた土地利用の推進									
	歴史・文化など地域資源の再生・活用									
	事業	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	以降
復興まちづくりに関する事業	防災に関する事業（河川堤防の耐震化、橋梁の耐震化等）									
	商業・業務に関する事業（中心市街地都市公園の整備等）									
	新市街地に関する事業（低未利用地の利用促進等）									
	住工共存に関する事業（市営住宅再編計画の推進等）									
	産業・物流に関する事業（港湾物流機能の強化）									
	交通体系の整備（都市計画道路はりまや町一宮線の整備、電線共同溝の整備）									
	都市美と地域環境の保全・活用に関する事業（地域文化の保存・継承・発展等）									

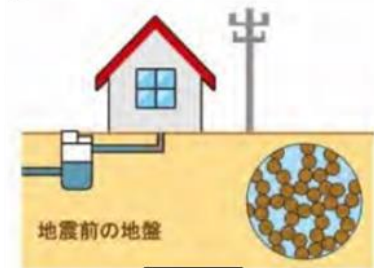
広域避難協定一覧

仁淀川町	令和4年11月1日	締結
いの町	令和6年3月29日	締結
香美市	令和7年12月22日	締結

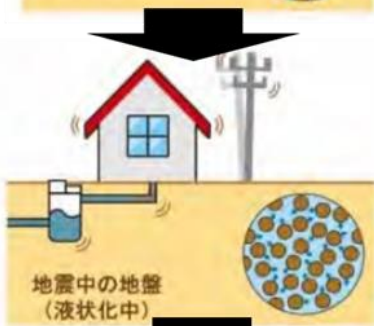
液状化について



液状化はどうやって起こるの？



土の粒子が互いに支えあい、その間を水が満たして、地盤を支えています。



地震によって、土の粒子の結合がなくなり、水に浮いた状態となります。



土の粒子は水と分離し、地盤の沈下や亀裂が発生します。

液状化が発生しやすい条件

- ①地下水位が高い
- ②砂地盤（特に砂の粒形が均一である）
- ③震度5強程度以上

■令和6年能登半島地震液状化被害の分布と特徴
国立研究開発法人防災科学技術研究所マルチハザードリスク評価研究部門 先名重樹
令和5年度第4回災害レジリエンス共創研究会（令和6年3月5日）

液状化による被害の状況

液状化が起きることで地盤が液体のようにドロドロになり、建物や構造物・塀等が沈んだり傾いたりします。また、マンホールや埋設管（水道管・下水道管等）が浮き上がったりします。



①石川県



②富山県



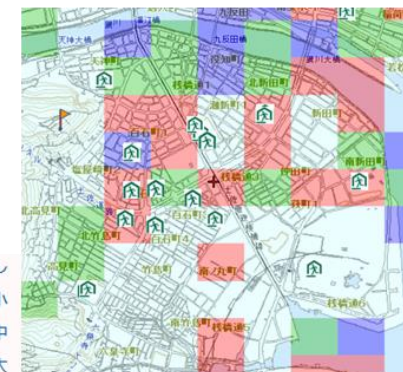
①② ■令和6年能登半島地震における被害と対応 国土交通省 令和6年6月

液状化可能性予測図

県が公表している「液状化可能性予測図」では液状化が起こる可能性がある地域を示しています。

※液状化可能性予測は、必ず液状化が発生するしないを断定したものではありません。

- 液状化の可能性なし
- 液状化の可能性が小
- 液状化の可能性が中
- 液状化の可能性が大



■高知県防災マップ「液状化可能性予測図」

液状化について



事前対策はできるの？

個人での対策

事前に対策を行う場合は、今住んでいる土地の土質を変えるか、支持杭を液状化しない支持層まで打ち込む必要があります。

ただし、民有地における対策は原則として所有者等の責任において行うものとされているため、いずれの対策も個人負担となります。

※自治体によっては地盤調査・液状化対策の工事への補助金を一部負担している事例があります。

①土質を変える

- ・地盤改良
- ・地下水低下工法



「土質」土の性質や特徴

「支持杭」建物や構造物を支えるために地面に打ち込む杭（くい）の一種

「支持層」建物や構造物の重さをしっかり支えることができる固い地盤の層

②支持層まで杭を打つ



液状化発生後の対策

個人での対策

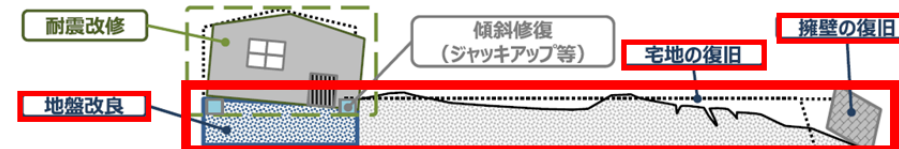
液状化対策事業支援

対象範囲（イメージ）引用元：石川県かほく市HP、石川県かほく市災害復興対策課 液状化対策に関する住民説明会資料より

復旧工事

地盤改良工事

傾斜修復工事

石川県かほく市
事例

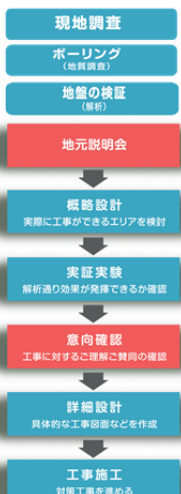
補助率：補助対象となる工事金額 から 50万円 を控除した額の 6分の5
工事金額限度額「1,200万円」（工事金額が上記の場合、補助金額は最大「958.3万円」）
※補助率は自治体によって異なります。

行政＋住民での対策

街区単位の液状化対策

市街地液状化対策推進ガイドンス(令和元年6月、国土交通省都市局都市安全課)及び能登半島地震による液状化対策に関する新潟市パンフレットより)

街区単位の液状化対策の手順



公道で囲まれた複数の宅地で形成される街区において、大地震が発生した際に液状化を起りにくくするために、一体的に対策を行います。

※検討の結果、対策が実施できない場合もある。



事業の留意点

- 地区・街区の住民の合意が必要です。
- 地盤調査等の結果や検討工法によっては事業が実施できない場合があります。
- 事業実施及び工法によっては維持管理費用に関する費用負担が生じます。

街区単位の主な対策工法



地下水位低下工法
地下水位を下げることで液状化の発生を抑制します。



格子状地中壁工法
地下にコンクリートの壁を作ること、砂粒がばらばらに動かないようにし、液状化の発生を抑制します。

宅地液状化防止事業

(国土交通省HPより)

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助します。

事業主体：地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）

国費率：1/4、1/2（熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた宅地の復旧）

交付対象：宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費用及び工事費

市街地再開発事業について



市街地再開発事業ってなに？

- 市街地再開発事業は、「老朽化した低層建築物が密集し生活環境などが悪化した地区において、敷地を共同で利用して中高層の建築物に建て替え、併せて広場・公園などのオープンスペースの確保や道路など公共施設の整備を一体的に行うことにより、快適で安全なまちに再生すること」を目的としています。

再開発前

密集し老朽化した建物

狭い歩道

再開発後

建物の共同化

街路の整備

オープンスペースの整備

■神戸の再開発 震災復興市街地再開発事業 神戸市HP



地区全体写真



再開発後のまちの状況

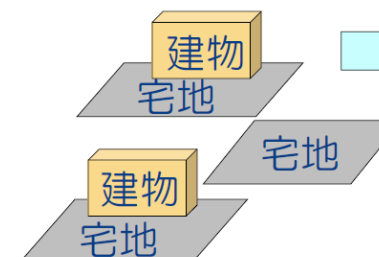
■「神戸市の市街地再開発事業等パンフレット」



市街地再開発事業の仕組みは？

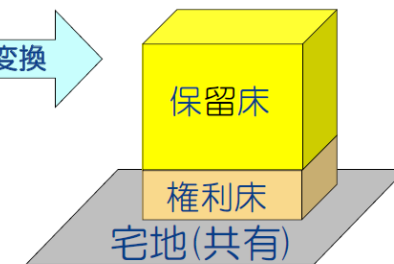
- 地区内の土地・建物について以前からある権利が建築した新しいビルに移し替えられます。この仕組みのことを「権利変換」といい、事業以前から地区内に権利を持つ人が、事業後に新しいビルの中を取得する床のことを「権利床」といいます。
- 新しいビルを建築するためには資金が必要ですが、市街地再開発事業では新しいビルの床の一部を売却することによって、その資金を生み出します。この売却する床のことを「保留床」といい、「保留床」を売却することによって得た「保留床処分金」等によって事業費をまかなっています。

<事業前>



権利変換

<事業後>



■市街地再開発事業の概要（民間施行）東京都都市整備局HP

市街地再開発事業について

市街地再開事業について 阪神・淡路大震災における市街地再開事業の事例（新長田南地区）

事業によるまちの変化状況（新長田南地区）

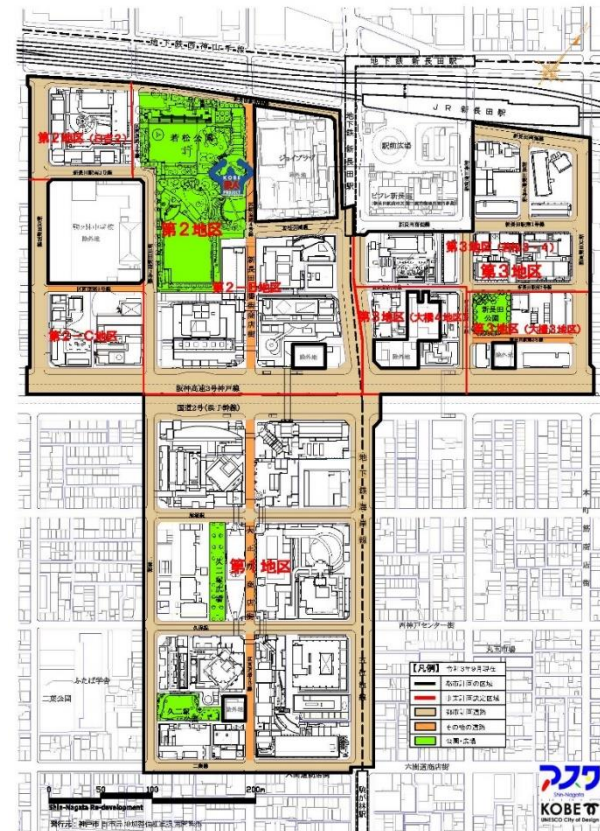
（阪神・淡路大震災における活用について）

- ・国において阪神大震災における市街地の被害の甚大さを踏まえ、阪神・淡路大震災に伴う緊急立法の一つとして、基本的な特例措置を盛りこんだ災害時の都市計画制度ともいえるべき、「被災市街地復興特別措置法」を制定。この中で、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地について緊急に復興を図るために市街地の整備改善を推進する「被災市街地復興推進地域」制度が新しく都市計画制度として創設されました。これを受けて、震災から2ヶ月後の平成7年3月17日、「六甲道駅南地区」および「新長田駅南地区」の2地区を、被災市街地復興推進地域の指定とあわせて都市計画決定し、震災復興市街地再開発事業として推進しています。



■神戸の再開 震災復興市街地再開発事業 神戸市HP

事業概要（新長田南地区）



新長田駅南地区の再開の事業概要

面積	19.9ヘクタール
事業年度	1994～2024年度
事業主体	神戸市
事業費	約2,277億円
従前人口	約4,500人
従前権利者数 (生活者)	1,596人
住宅供給数	2,845戸

建築制限(災害危険区域の指定)及び支援について

災害危険区域の指定による建築制限の目的

- ・災害危険区域とは、津波や高潮、出水(洪水)などの自然災害による**危険性が高い場所に指定**されるもので、大規模災害が起きた被災地等において、**区域内の建築物を制限や禁止することで災害による被害を予防**することを目的としています。(自治体ごとに特性に応じて内容が定められます。東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県宮古市の条例事例について右図参照)
- ・災害危険区域は、建築基準法第39条の規定に基づき、**地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる制度**です。
- ・制限がかかる区域内に現存する建物等が、安全な区域に移転する場合に、公共による支援制度があります。

災害危険区域等にある既存不適格等の住宅等の移転や改修への支援制度

・がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転等に対して支援します。
東日本大震災の復興に関する宮古市事例について下表参照。

■がけ地近接等危険住宅移転事業による移転の支援の内容(宮古市)

○がけ地近接等危険住宅移転事業について

- ・対象となる建物:津波災害危険区域内にある住宅(宮古市災害危険区域に関する条例第3条第1項の規定により、津波災害のおそれがあるとして建築基準法に基づき市が条例で指定した区域)

補助金の額【令和4年現在】

補助金の額の詳細

対象	1戸当たりの補助限度額
3 津波災害危険区域内にある住宅	・危険住宅の除却費 建物の延べ面積×単価(単価は毎年度改訂) ・動産移転費など 97万5千円 ・建物助成費 421万円(建物325万円、土地96万円)

※国土交通省HP及び宮古市HPを参考に編集・加工

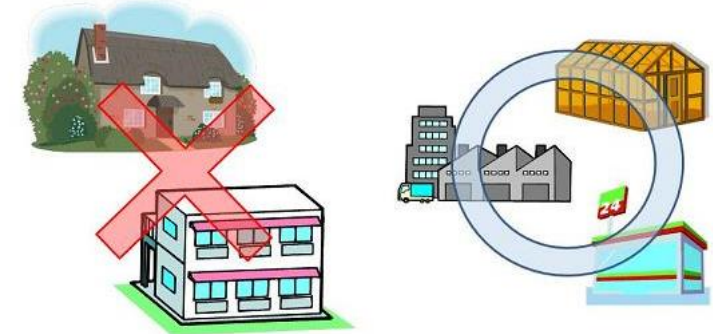
■災害危険区域における建築制限の事例

(自治体ごとに特性に応じて内容が定められます。東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県宮古市の事例です。)

○制限の対象となる建物【宮古市事例】

住宅等(住宅、アパート、マンション、併用住宅および住居の用に供する建物)が制限の対象となります。

事務所、作業小屋、工場、倉庫、店舗などは、制限の対象とはなりません。



○想定される浸水深に応じた建築制限の内容事例【宮古市事例】

・想定浸水深2m以上

・浸水深2m以上(下記の2種は1m～2m未満、3種は1m未満)



※宮古市HPを参考に編集

建築制限(災害危険区域の指定)及び支援について

災害危険区域条例事例(宮古市)

宮古市条例第26号 宮古市災害危険区域に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 予想浸水深 東日本大震災復興まちづくりに係る事業の完成後に、平成23年3月11日に発生した津波と同じ規模のものが発生した場合に予想される浸水の深さ

(2) 第1種区域 予想浸水深が2メートル以上の地点を含む地形地物により区画された区域

(3) 第2種区域 予想浸水深が1メートル以上2メートル未満の地点を含む地形地物により区画された区域

(4) 第3種区域 予想浸水深が1メートル未満の地点を含む地形地物により区画された区域であって第1種区域又は第2種区域に隣接する区域

(5) 住宅等 住宅、寄宿舎、長屋、共同住宅等住居の用に供する建築物

(災害危険区域の指定)

第3条 市長は、津波による危険の著しい区域を法第39条第1項の災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）として指定する。

2 災害危険区域は、第1種区域、第2種区域及び第3種区域とする。

3 市長は、第1項の規定により災害危険区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。災害危険区域を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(住宅等の建築の制限)

第4条 第1種区域においては、住宅等を建築してはならない。

2 第2種区域及び第3種区域においては、市長が別に定める住宅等の構造等の基準を満たす場合を除き、住宅等を建築してはならない。

3 市長は、前項の基準を定めるときは、その旨を告示しなければならない。当該基準を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(適用除外)

第5条 前条第1項及び第2項の規定は、第3条第1項の規定による災害危険区域の指定の際現に当該災害危険区域に存する住宅等を増築し、又は移転する場合については、適用しない。

(住宅等が区域の内外にわたる場合の措置)

第6条 住宅等が災害危険区域の内外にわたる場合においては、当該住宅等の全部について災害危険区域内にあるものとみなして、第4条第1項及び第2項の規定を適用する。

2 住宅等が異なる種別の災害危険区域にわたる場合においては、当該住宅等の全部について、当該異なる種別の災害危険区域のうち最も予想浸水深が深い災害危険区域にのみあるものとみなして、第4条第1項及び第2項の規定を適用する。

(学校等の建築の制限)

第7条 次の用途に供する建築物を建築しようとする者は、第4条第1項及び第2項の規定の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所

(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業を行う施設

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮古市告示第190号

宮古市災害危険区域に関する条例（平成24年宮古市条例第26号）第4条第2項の住宅等の構造等の基準を次のように定める。

平成24年11月20日

宮古市長 山本 正徳



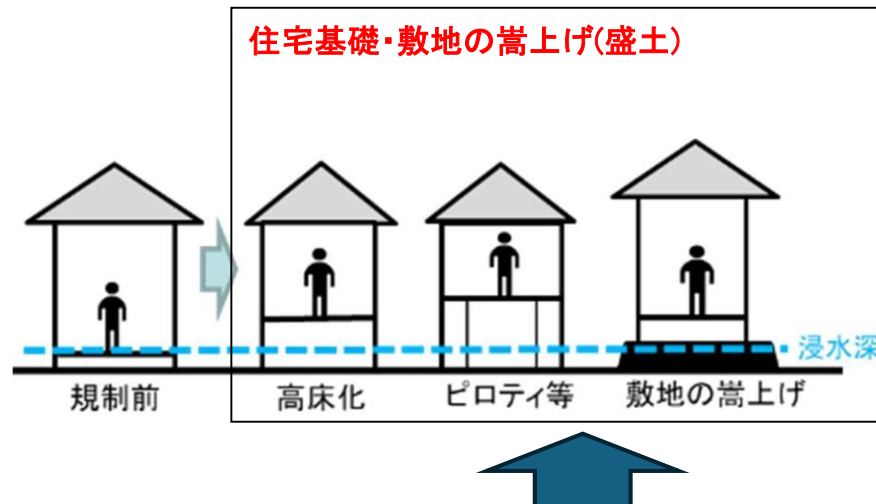
宮古市災害危険区域に関する条例第4条第2項の住宅等の構造等の基準は、次のとおりとし、そのいずれかを満たせば足りるものとする。

(1) 住宅等の主要構造部（屋根及び階段を除く。）が鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造又は鉄骨造のものであって、当該住宅等の1階以下の階に居室を設けないものであること。

(2) 住宅等の敷地が面する道路のうち、高さが最も低い道路の中心線から当該住宅等の基礎の上端までの高さが第2種区域にあつては1.5メートル以上、第3種区域にあつては0.5メートル以上であること。

現地再建方策(想定浸水深が2m未満の場合)及び支援事例について

■現地再建方策のイメージ



住宅等の再建に際しての支援の実施

※支援の対象となる区域を定める。

- ・補助対象・期間を限定して設定(仙台市事例)
- ・災害危険区域指定において想定浸水深2m未満に関する建築制限区域を定める(建築可能な用途、構造を定める→宮古市の災害危険区域における第2、3種区域の制限参照)

※支援内容の事例は右に示す仙台市事例参照

■現地再建(盛土や基礎の嵩上げ等)に関する支援事例(仙台市)

仙台市では東日本大震災からの復興に際し、市が指定する補助対象区域(災害危険区域外※)について、現地での戸建て住宅の再建のための盛土や住宅基礎の嵩上げ等に対して、支援が実施されました。

※仙台市では、(東日本大震災の復興において)予測される浸水深2mを超える区域は災害危険区域として住宅等は建築禁止、移転に際して別途支援が実施されています。

仙台市津波被災地防災対策に関する補助金交付事業(概要)

平成23年3月11日時点において、移転対象地区(災害危険区域)外の様々な津波防災施設整備後も浸水が予想される地域に居住していた方が、現地での戸建て住宅再建のために、盛土、または住宅の基礎のかさ上げ等の津波被災地防災対策工事を実施する場合に、工事費用の一部を助成します。(なお、被災後から平成24年9月30日までの間に事業に着手したもののについては、さかのぼって補助対象とします。)

補助対象区域



対象者

被災時に補助対象区域内に存在していた戸建て住宅もしくはその住宅の敷地を所有していた方(法人を除く)、またはその親族

補助対象事業

項目	補助対象工事
基礎かさ上げ工事	既存の戸建て住宅の基礎を地盤面より0.5m以上の高さまでかさ上げる工事
高基礎工事	戸建て住宅の新築、増改築等に伴い、地盤面より0.5m以上の高さの基礎を設ける工事
盛土工事	戸建て住宅の新築、増改築等に伴い、戸建て住宅の敷地を0.5m以上盛土する工事及びこれに付随する擁壁工事(建築用コンクリートブロックは対象外)

【ご注意】

- 申込みには、以下のことが条件となります。
 - ・市税を滞納していないこと
 - ・平成23年3月11日以降に公営住宅に居住していたことがないこと(応急仮設住宅除く)
 - ・当該住宅またはその敷地の補助対象工事の施工箇所に対して、過去に補助金の交付を受けていないこと
 - ・当該住宅に居住していた方が、「仙台市津波被災地移転住宅再建に関する補助金」の交付を受けていないこと
- 平成24年3月31日までに工事完了するものが対象となります。
- 基礎のかさ上げ部分を居室として利用する場合は、補助対象外となります。
- 被災前に工事契約等を行っていたものは補助対象外です。

補助金の額

工事に係る数量に、下記の補助基本額を掛けた額の合計とし、**460万円**を限度額とします。

●「基礎かさ上げ工事」・「高基礎工事」の場合

基礎高さ	50cm _上 ～75cm _上	75cm _上 ～100cm _上	100cm _上 ～150cm _上	150cm _上 ～
1階床面積1㎡当り補助基本額	2,100円	4,900円	7,600円	12,600円

●「盛土工事」の場合

盛土高さまたは擁壁高さ	50cm _上 ～100cm _上	100cm _上 ～150cm _上	150cm _上 ～
盛土面積1㎡当り補助基本額	1,900円	3,800円	5,700円
擁壁1㎡当り補助基本額	26,300円	38,400円	50,600円

担当:仙台市 復興事業局 復興まちづくり部 事業調整課(相談・申請窓口の詳しい場所などは裏面へ)

※対策イメージについて水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年5月、国土交通省 都市局 水管理・国土保全局 住宅局)

※仙台市HP

復興土地区画整理事業について



土地区画整理事業ってなに？

- ・土地区画整理事業は、道路・公園などの公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図り、安全で快適なまちを実現するための事業です。



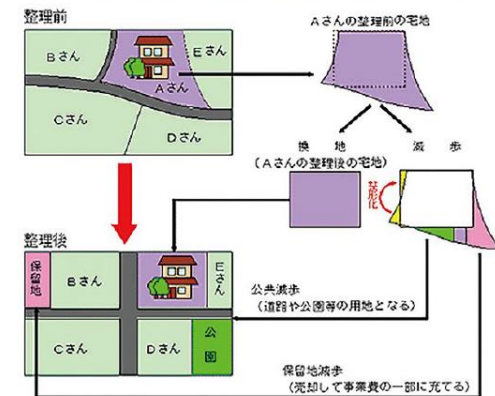
- ・津波等により甚大な被害を受けた地区では、土地区画整理事業等の面的な整備を行い、新たなまちづくりを目指すことが想定されます。



土地区画整理事業の仕組みは？

- ・土地所有者から少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、道路・公園などの公共用地に充当することや、整備された街区に宅地が再配置される(換地)という特徴があります。

土地区画整理事業の仕組み(減歩・換地)



出典:国土交通省HP

東日本大震災における土地区画整理事業(65地区)の実施状況
(東日本大震災からの復興の状況に関する報告 令和6年12月 復興庁)

復興土地区画整理事業のイメージ



津波や地震による揺れのため家屋の多くが倒壊



被害を受けたみんなで街の復興を考える

仮設住宅

土地区画整理区域



道路が広がって安全な生活ができる

もしもの時に備えた防災公園を整備

市川市震災復興マニュアル資料を活用させていただき加工

復興土地区画整理事業について

復興土地区画整理事業事例

事業によるまちの変化状況

震災直後



森南

施行後



森南線 幅員11m



森南



再建された建物(全周化宅)の状況



六甲道駅北



六甲町線 幅員17m

■神戸国際港都建設事業震災復興土地区画整理事業 協働と参画のまちづくりパンフレット 神戸市HP

事業の実施前後の状況(新長田駅北地区)

・阪神淡路大震災の全壊・全焼が著しかった地区や、東日本大震災で津波による壊滅的な被害を受けた地区等で実施されてきました。

■震災前
平成6年5月

震災前 平成6年5月

■震災後
平成7年5月

震災後 平成7年5月

■地区諸元と事業計画の概要

新長田駅北地区	
地区面積	59.6ha
震災前 状況	人口・世帯数 7,587人・3,267世帯
建物棟数	2,217棟
被災 状況	全壊数 1,580棟
半壊数	200棟
被災率	80%
事業計画決定	平成8年7月9日(42.6ha)平成9年3月3日(17ha追加)
減歩率	9% (新長田北エリア)
総事業費	約1,034億円

■復興土地区画整理事業 計画図



復興土地区画整理事業の流れについて

【目安】

1年

2年

3年

4年

5年

6年

7年～

行政

①基本構想の策定・調査

②都市計画・施行規程等決定

③測量・権利調査

④事業計画(青写真)等決定

⑤換地設計・換地計画案作成

⑥仮換地の指定

⑦移転計画の作成

⑧移転補償・移転工事

⑨工事の実施

- ・道路・公園等工事
- ・宅地造成・整地 など

⑩換地計画の縦覧・決定 換地処分
(換地を確定するための手続き)

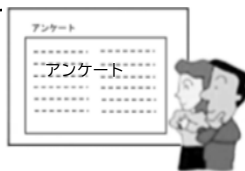
⑪清算(確定した宅地評価の均衡の調整等)

土地区画整理審議会

土地所有者及び借地権者の中から選挙で委員選出
仮換地・換地計画等の事項について権利者の意見の反映

事業に関する意向の反映

- ・土地利用意向調査
- ・個別相談会等の実施
- ・説明会 など



関係権利者の換地等に関する調整など



仮住まいに引っ越し

工事の進捗に合わせて
新しい住宅を建築又は
移転した住宅に居住開始注:新築費用等は移転補償費や生活再
建支援金等を活用して自己で調達

確定 土地に関する権利が

事業完了

東日本大震災における復興事業の事業期間等の事例について（宮城県）

土地区画整理事業（全30地区）データ

県	市町村	地区	施行面積	事業期間			発災から	被災戸数	うち全壊	要移転戸	高上げ面	平均高上	参考最大	特 記 ※：住宅以外の物件は含まない
			(ha)				の期間	(戸)	(戸)	数*(戸)	積(ha)	げ高(m)		
宮城県	名取市	関上	56.8	H25～	33	(9年間)	(11年間)	527	209	130	30.0	3.5		非居住地（防集買取含む）
	名取市	関上東	57.5	H28～	33	(6年間)	(11年間)	1,529	1,529	2	5.3	2.0		
	気仙沼市	南気仙沼	32.5	H25～	33	(9年間)	(11年間)	872	430	77	32.0	2.9	3.8	
		魚町・南町	11.3	H26～	33	(8年間)	(11年間)	442	326	86	11.3	1.1	2.7	
		鹿折	42.0	H25～	32	(8年間)	(10年間)	696	671	48	42.0	2.3	2.9	
	南三陸町	志津川	60.0	H25～	31	(7年間)	(9年間)	920	920	5	58.5	6.2	10.7	防集合併施行
	石巻市	中央一丁目	1.5	H26～	30	(5年間)	(8年間)	57	57	26	-	-	-	災害公営建設用地確保
		中央二丁目	1.4	H28～	34	(7年間)	(12年間)	38	38	5	-	-	-	観光交流施設等用地確保
		下釜第一	12.1	H25～	30	(6年間)	(8年間)	195	147	12	8.7	0.3	0.3	
		上釜南部	37.6	H27～	33	(7年間)	(11年間)	234	218	3	-	-	-	防集買取地の再編集約
		下釜南部	25.4	H27～	34	(8年間)	(12年間)	377	337	5	-	-	-	
		湊東	29.6	H25～	34	(10年間)	(12年間)	490	293	10	22.3	0.2	1.0	
		湊北	14.8	H25～	33	(9年間)	(11年間)	241	188	23	7.0	0.5	0.5	
		湊西	40.4	H26～	33	(8年間)	(11年間)	683	461	64	25.3	0.5	1.0	
		新門脇	23.7	H25～	31	(7年間)	(9年間)	515	482	28	23.7	1.0	4.0	現地再建
		新蛇田	46.5	H24～	29	(6年間)	(7年間)	0	0	0	45.5	1.5	2.0	移転先地の確保・整備 大部分が農地
		新蛇田南	27.4	H25～	30	(6年間)	(8年間)	20	0	2	27.4	1.2	1.7	
		新蛇田南第二	13.7	H26～	30	(5年間)	(8年間)	4	0	0	13.7	1.3	2.0	
		あけぼの北	5.6	H25～	28	(4年間)	(6年間)	0	0	0	5.6	1.2	1.2	既存市街地に隣接する農地
		新渡波	17.8	H24～	29	(6年間)	(7年間)	5	0	0	17.8	1.1	1.1	既存市街地に隣接する農地
		新渡波西	11.1	H25～	29	(5年間)	(7年間)	2	0	1	11.1	1.2	1.2	
	女川町	中心部	198.2	H25～	31	(7年間)	(9年間)	1,765	1,673	79	120.9	4.9	-	最大値(25.0)は錯誤の可能性があり省略
	東松島市	東矢本駅北	22.0	H24～	28	(5年間)	(6年間)	0	0	0	22.0	0.9	1.4	集団移転先の整備
		大曲浜	51.2	H26～	32	(7年間)	(10年間)	1,654	1,075	2	39.8	2.7	3.3	工業団地・漁業施設用地等
		野蒜北部丘陵	91.5	H24～	29	(6年間)	(7年間)	0	0	0	24.7	-	-	新市街地整備
	七ヶ浜町	花渕浜	9.8	H25～	32	(8年間)	(10年間)	143	118	10	6.5	0.5	1.7	漁港隣接住宅地区
		菖蒲田浜	4.1	H25～	31	(7年間)	(9年間)	52	40	3	2.7	0.4	1.5	漁港近接住宅地区
		代ヶ崎浜 A	4.7	H25～	31	(7年間)	(9年間)	57	42	4	3.8	0.3	1.7	
		代ヶ崎浜 B	7.4	H25～	32	(8年間)	(10年間)	112	22	44	4.7	0.4	0.9	
	多賀城市	宮内	7.1	H26～	30	(5年間)	(8年間)	145	121	18	7.1	1.1	1.9	
	計		964.7			(206年間)	(278年間)							
			32.2			6.9	9.3							
			国土交通省HP情報を用いた整理_https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000079.html											

東日本大震災における復興事業の事業期間等の事例について（宮城県）

防災集団移転促進事業（全41地区）

県	市町村	地区	面積	事業期間			発災からの期間	団地戸数	特 記
			(ha)					(戸)	
宮城県	名取市	関上	2.0	H25～	29	(5年間)	(7年間)	43	
	気仙沼市	南気仙沼	0.4	H24～	31	(8年間)	(9年間)	12	
		気仙沼①	3.6	H24～	28	(5年間)	(6年間)	67	
		気仙沼②	5.7	H24～	28	(5年間)	(6年間)	119	
		気仙沼③	0.9	H24～	27	(4年間)	(5年間)	23	
		気仙沼④	4.3	H24～	28	(5年間)	(6年間)	52	
		気仙沼⑤	0.4	H24～	27	(4年間)	(5年間)	7	
		気仙沼⑥	2.4	H24～	27	(4年間)	(5年間)	41	
		気仙沼⑦	0.9	H24～	27	(4年間)	(5年間)	22	
		気仙沼⑧	2.3	H24～	28	(5年間)	(6年間)	56	
		松崎浦田第2	0.4	H24～	28	(5年間)	(6年間)	7	
		松崎前浜	0.9	H24～	27	(4年間)	(5年間)	14	
		松崎浦田	2.6	H24～	28	(5年間)	(6年間)	35	
		松崎丸森	0.2	H24～	27	(4年間)	(5年間)	5	
		面瀬	2.9	H24～	28	(5年間)	(6年間)	42	
	南三陸町	志津川東	6.5	H24～	28	(5年間)	(6年間)	122	
		志津川中央	4.6	H24～	28	(5年間)	(6年間)	110	
		志津川西	7.0	H24～	28	(5年間)	(6年間)	69	
	石巻市	新蛇田	21.9	H25～	28	(4年間)	(6年間)	826	
		新蛇田南	10.6	H25～	30	(6年間)	(8年間)	321	
		あけぼの北	2.9	H25～	28	(4年間)	(6年間)	142	
		新渡波	4.9	H25～	28	(4年間)	(6年間)	80	
		新渡羽西	3.9	H25～	28	(4年間)	(6年間)	56	

県	市町村	地区	面積	事業期間			発災からの期間	団地戸数	特 記
			(ha)					(戸)	
	女川町	荒立	0.9	H24～	26	(3年間)	(4年間)	36	
		宮ヶ崎	0.2	H24～	29	(6年間)	(7年間)	8	
		中心部	3.4	H24～	31	(8年間)	(9年間)	117	
		旭が丘	1.7	H25～	28	(4年間)	(6年間)	29	
	東松島市	東矢本駅北	2.0	H24～	27	(4年間)	(5年間)	547	
		矢本西	2.0	H24～	26	(3年間)	(4年間)	127	
		野蒜北部丘陵	2.0	H24～	28	(5年間)	(6年間)	367	区画整理区域内
		牛綱	2.0	H24～	26	(3年間)	(4年間)	74	
	七ヶ浜町	花刈浜	2.0	H24～	27	(4年間)	(5年間)	128	
		吉田浜台	2.0	H25～	26	(2年間)	(4年間)	14	
		菖蒲田浜中田	2.0	H24～	26	(3年間)	(4年間)	30	
		松ヶ浜西原	2.0	H24～	26	(3年間)	(4年間)	23	
		代ヶ崎浜立花	2.0	H25～	26	(2年間)	(4年間)	23	
	名取市	関上	2.0	H25～	29	(5年間)	(7年間)	43	
	岩沼市	玉浦西	20.0	H24～	26	(3年間)	(4年間)	269	
		三軒茶屋西	0.3	H24～	24	(1年間)	(2年間)	12	
	山元町	新山下駅周辺	2.0	H24～	27	(4年間)	(5年間)	268	
		新坂元駅周辺	2.0	H24～	27	(4年間)	(5年間)	87	
	計		142.7			176.0	227.0	4473.0	
	平均		3.5			4.3	5.5	109.1	
国土交通省HP情報を用いた整理_https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000079.html									

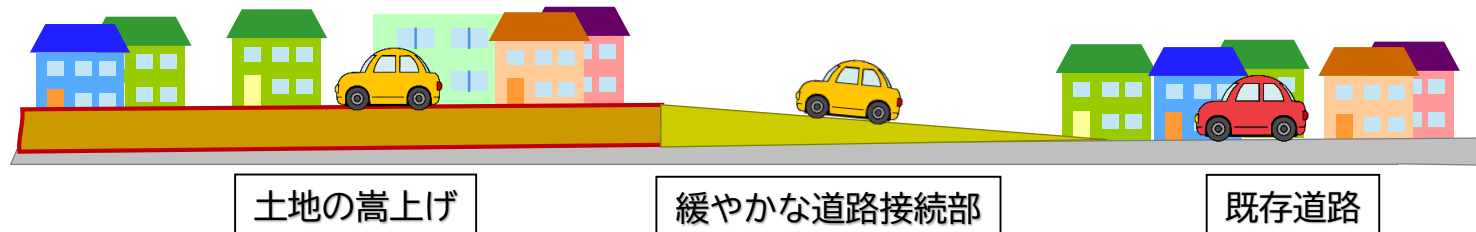
嵩上げ時の段差について

■周辺道路の整備と嵩上げ部との接続等

- ・ 嵩上げ部とは現況ネットワークの維持のため、緩やかな道路勾配（5%未満）等での接続を図る。
- ・ 各宅地は現況道路による接道条件を確保・改善



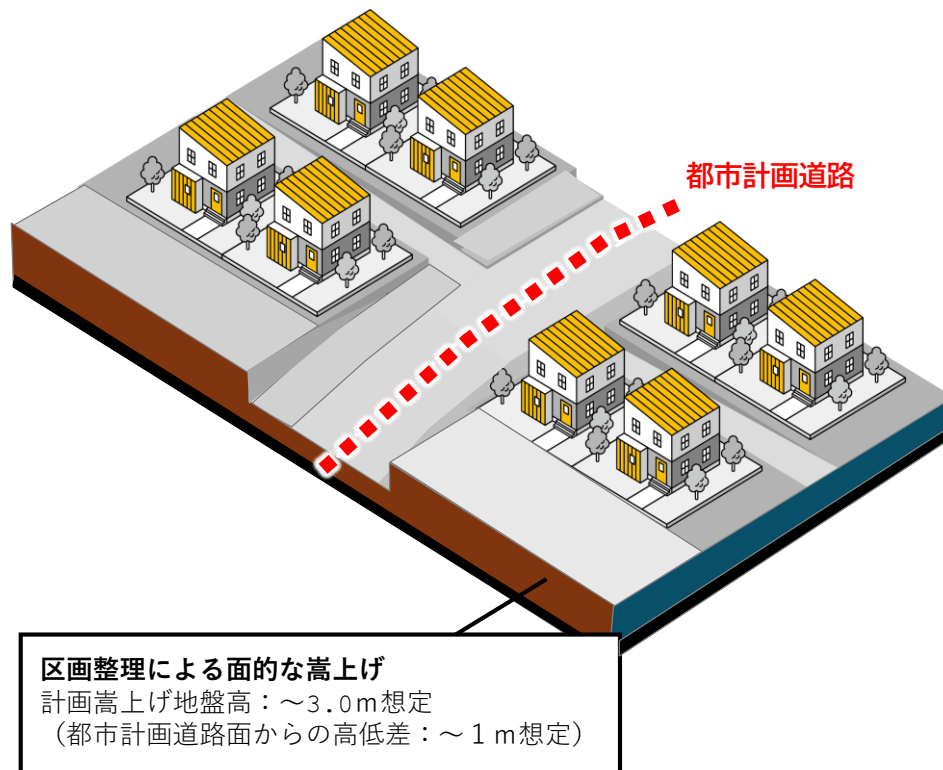
断面イメージ



嵩上げ時の段差について

イメージ①

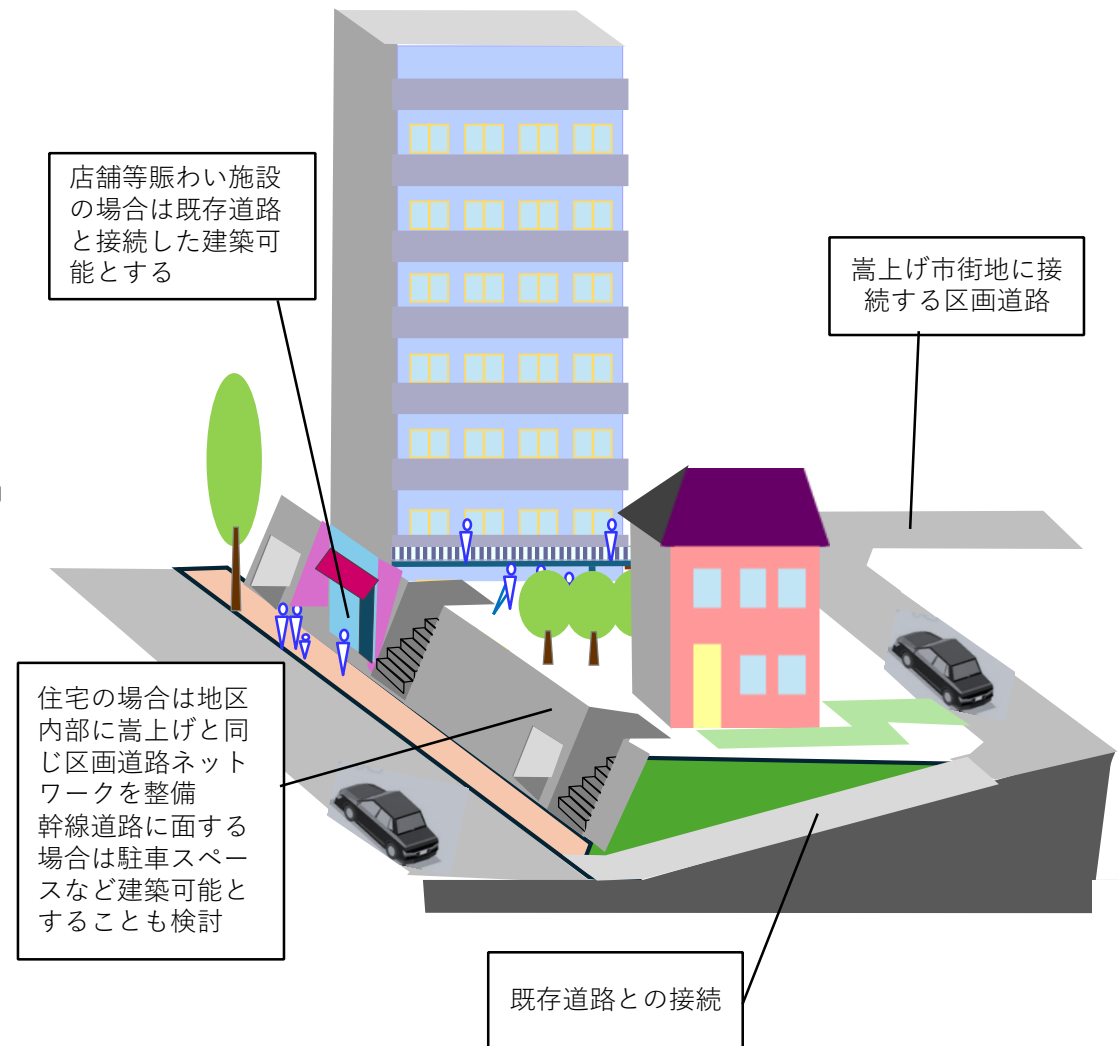
土地区画整理事業による沿道住宅市街地
※都市計画道路の嵩上げにより沿道宅地差の段差を減少



※嵩上げ高さや道路勾配等はイメージとして表現しています

イメージ②

既存幹線道路沿道における嵩上げ市街地形成イメージ



復興(再建)対策の事例紹介

【参考】事例：命を守るための1階の非居住階等緊急対策事業（東京都）

■事業概要

項目	内容
事業名	命を守るための1階の非居住階等緊急対策事業
対象建物	1階の非居住階等（原則、地上1、2階の I_s 値が0.4未満）を有するマンション
対象経費	1階の非居住階等の補強設計や補強工事に要する費用
補助率	2分の1（上限17,500,000円）
補助の活用にあたっての支援	耐震診断を実施済みのマンションには、この補助金の対象となるか判断し、具体的な補強方法等についてアドバイスをする専門家を無料で派遣する。また、耐震診断が未実施のマンションには、区市と連携して耐震診断補助等の情報を提供する。

壁の補強

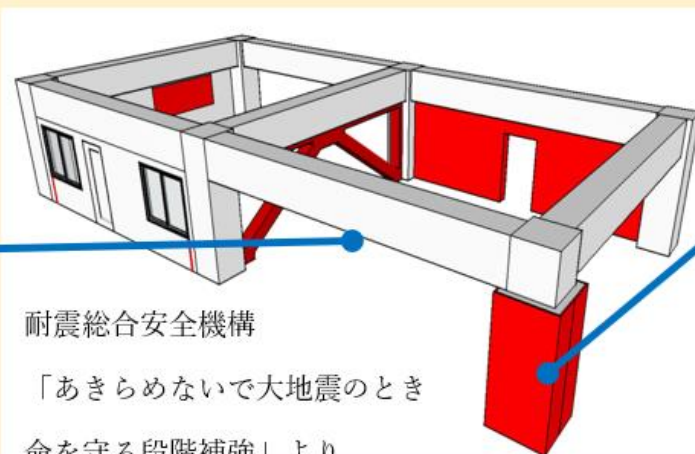
施工例：壁増設



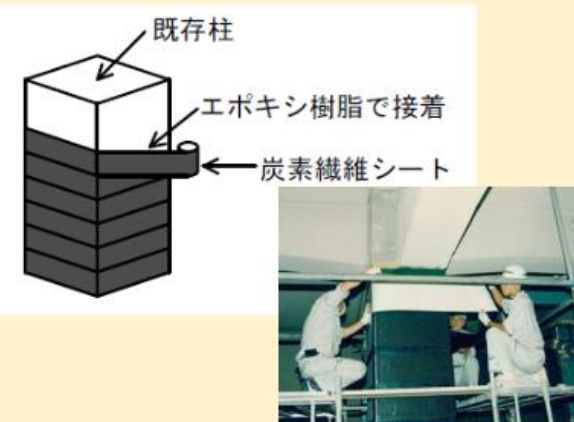
施工例：鉄骨ブレース



ピロティ階等の補強イメージ



柱の補強



国土交通省「マンション耐震化マニュアル」より

復興(再建)対策の事例紹介

被災した地域において、国・都道府県において、被災した中小企業等の施設・設備の復旧・再建支援のための補助制度を創設し、支援に取り組まれています。災害の状況や自治体の取組により名称や取組が異なり、過去の主な施策の事例を示します。

令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨

石川県なりわい再建支援補助金

被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助

補助対象者 石川県内に事業者を有する中小企業・小規模事業者等

補助金額 上限15億円

補助率 3/4（中堅企業等は1/2）



持続化補助金（災害支援枠）

被災小規模事業者による設備・施設の復旧費や販路開拓の取組に対する補助、最大200万円まで2/3補助、県が100万円まで上乗せする補助あり

熊本地震

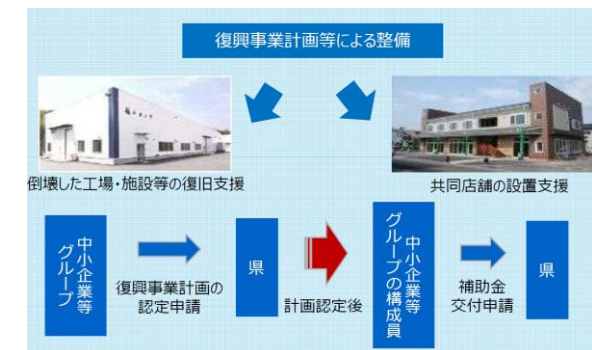
中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（グループ補助金）

被災した中小企業等施設の復旧を支援。復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等2社以上がグループを構成して復興事業計画を作成。県の認定を受けた場合に、グループに参加する中小企業が、施設・設備の復旧に係る支援を受けられる制度。

・対象経費：施設・設備の復旧費用・補助率：3/4（国：1/2、県：1/4）

※県負担分の95%は交付税で措置

※企業負担となる1/4相当分は無利子融資も利用可能



東日本大震災

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)

被災した地域において、「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を行う制度

東日本大震災では補助率：3/4(国1/2, 県1/4)



復興(再建)対策の事例紹介

これまで、被災した地域において、国・都道府県により中小企業等の再建に向けた体系的な支援に取り組まれています。能登半島地震における事例を下表に示します。

なりわい再生の支援施策の体系 石川県HPhttps://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/documents/20251117_shienichiran.pdf

補助金・助成金

設備や施設の復旧

石川県なりわい再建支援補助金
随時申請受付

設備や施設の復旧整備に係る経費を、最大15億円まで3/4補助

持続化補助金(災害支援枠)
9次公募 10/28~R8.3/31

被災小規模事業者による設備・施設の復旧費や販路開拓の取り組みに対し、最大200万円まで2/3補助

持続化補助金(災害支援枠)への上乘せ
公募 4/1~随時受付

持続化補助金(災害支援枠)に県が最大100万円まで上乘せ補助

中小企業者持続化補助金(災害支援枠)
7次公募 9/19~11/25

被災中小企業者による設備・施設の復旧費や販路開拓の取り組みに対し、最大200万円まで1/2補助

営業再開に必要な仮施設等

営業再開支援補助金
12次公募 11/1~12/5

営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費を、最大300万円まで最大2/3補助

新たな業種・事業・市場への挑戦

チャレンジ支援補助金
4次公募 10/1~11/28

新たなチャレンジに必要なソフト事業に係る経費を、最大300万円まで最大2/3補助

新たな起業・第三者承継

起業促進補助金
3次公募 11/10~12/10

新たな起業等に必要なハード事業に係る経費を、最大300万円まで最大2/3補助

○観光復興に向けた支援

風評対策として、観光地や交通機関の現状に関する正確な情報の発信、観光プロモーションの重点的実施

「北陸応援割」(3~4月、補助率50%、最大20,000円/泊)。

ふるさと納税の積極的な活用による特産品販売、旅行等の促進

観光関連事業者の支援(なりわい再建支援事業等の活用)(再掲)

観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等。

補助金・助成金

商店街が所有する設備や施設の復旧

石川県商店街災害復旧事業補助金
4次公募 4/21~12/26

被災したアーケードや街路灯等の復旧整備にかかる費用及び、来街を妨害するような障害物の除去費の3/4を補助

イベント等による商店街の賑わい創出

石川県商店街にぎわい創出補助金
6次公募 4/21~11/19

災害の影響により、来街者数及び売上が減少した商店街が実施する「にぎわい創出の取組み」を最大100万円まで定額補助

伝統工芸事業者の事業再開

伝統的工芸品産業支援補助金(災害復興事業)
受付 11/13~12/3

伝統的工芸品(国指定)の製造を再開するために必要な
①設備・機器等の購入費及び修繕費
②原材料の購入費及び型等の試作・製作費を最大1,000万円まで3/4補助

石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金
6次公募 10/10~11/28

伝統的工芸品(県指定・稀少)の製造を再開するために必要な
①設備・機器等の購入費及び修繕費
②原材料の購入費及び型等の試作・製作費を最大1,000万円まで3/4補助

雇用の維持

産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)
R6.12/17~R7.12/31の期間に実施した1か月以上の出向が対象

一定要件で、出向元・出向先が負担する賃金の2/3(大企業)もしくは4/5(中小企業)を助成
※上限額：雇用保険の基本手当日額の最高額

雇用保険の特例
特例期間：6/30まで

被災により事業所が休止・廃止したために休業して賃金の支払いがない場合に、実際に離職していなくても雇用保険の失業給付を受給できる

在籍型出向促進助成金
受付：4/1~R8.3/31

被災事業者が労働者の雇用維持を図るため、在籍型出向を実施した場合に、出向元・出向先事業者の双方に対し、労働者1人につき定額10万円を給付

地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)
受付：R6.7/1~R8.3/31

新たに2名以上を雇用し、雇用拡大に必要な施設・設備の新設、増設、購入、賃借に100万円以上支出した事業所に対し、最大800万円を給付

雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金
受付：4/1~R8.3/31

求職者のニーズに応じて、業務の切り出しを行い、切り出した求人者新たに労働者を雇用した事業者に、労働者1人につき定額10万円を給付

石川県雇用環境整備助成金
受付：4/1~R8.3/31

従業員宿舎を賃貸する奥能登2市2町の事業所に対し、新規雇用労働者1人あたり定額10万円を給付(地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)の対象とならない場合のみ)

人材の確保

復興(再建)対策の事例紹介

能登半島地震からの復旧・復興に向けて、農業用機械等の再建・営農再開・資金繰り等の支援、棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり、漁船等の復旧・漁場環境の回復への支援、里海資源を活かした海業振興等の支援が実施されています。

○農業関係

- ・農地・施設の復旧と一体的に行う水管理の効率化、排水能力の向上等
(国庫補助率の嵩上げ(農地85%→96%、農業用施設94%→98%))
- ・被災農業者等への金融支援(貸付当初5年間の実質無利子化等)
- ・農業用機械、農業用ハウス・畜舎等の再建・修繕等支援
(補助率 農業用ハウス等 共済金と合わせ1/2、農業用機械・畜舎等1/2)
- ・共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕等(補助率1/2等)



○水産関係

- ・災害復旧事業等による漁港、海岸等の早期復旧の支援
(激甚指定による補助率嵩上げ 漁港等の公共土木施設70%→83%)
- ・海業振興等の漁港機能強化対策等を実施(補助率1/2等)
- ・漁船・漁具、養殖施設、水産業共同利用施設の復旧支援(補助率1/2等)
- ・被災漁業者等への金融支援(貸付当初5年間の実質無利子化等)



○林業関係

- ・被災した山林施設の早期復旧を支援
(激甚指定による災害復旧の国庫補助率の嵩上げ、林道83%→93%等)
- ・荒廃地における治山対策・森林整備の支援(補助率1/2等)
- ・木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備等支援(補助率1/2)
(林業・木材産業循環成長対策 木材加工施設 上限500万円等)



※写真・イメージは東日本大震災

復興(再建)対策の事例紹介

施設・設備の迅速な復旧

(令和6年能登半島地震等 中小企業特定施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援事業))

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧
石川県、富山県、福井県、新潟県所在の令和6年能登半島地震等の被害を受けた中小企業等に対して、工場・店舗などの施設・生産機械などの設備の復旧費用を補助

株式会社 白山(石川工場)(石川県羽咋郡志賀町)

<補助金活用のポイント>なりわい再建支援補助金の活用により早期事業再開を実現



事業所(石川工場)

被災時(左:工場棟、右:食堂)

修繕後(左:工場棟、右:食堂)

能登塩業組合 株式会社(石川県鳳珠郡能登町)

<補助金活用のポイント>県庁の相談窓口を活用して自ら申請書を作成



会社全景

釜揚げ

被災した塩田

修繕後

株式会社 源(富山県富山市)

<補助金活用のポイント>アンテナ高く情報収集し、相談窓口を積極活用して解決



店舗外観

富山名産ますのすし

ますのすしミュージアム売店

被災した食事場

修繕後

中部経済局 なりわい再建支援補助金の活用事例より引用

観光宿泊施設の復旧

(東日本大震災『中小企業等グループ施設等復旧整備補助金』(グループ補助金))

株式会社 浪板観光ホテルリゾート

はまぎくの花言葉は「逆境に立ち向かう」強い決意を胸に、大規模の復興を牽引



ホテル外観

海浜風情

客室

温泉

温泉料理

グループ補助金活用事業者事例集(2021年2月9日東北経済産業局)より引用

施設の復旧や共同店舗新設・再配置

(熊本地震における中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(中小企業等グループ補助金))

熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域(熊本県)を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等や、商業機能回復のための共同店舗の新設などに要する費用の補助

事業イメージ

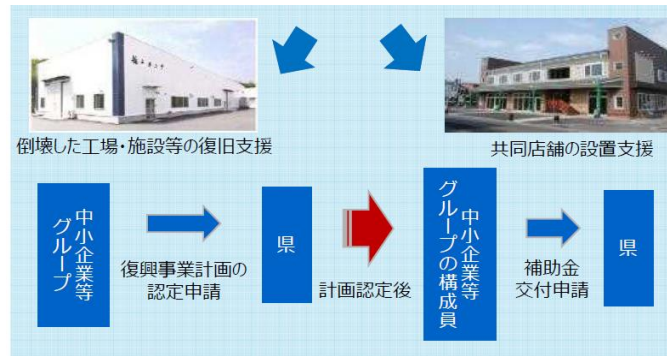
(1) 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画(自らの施設復旧に要する経費(資材・工事費等)を積算したものを含む)を作成し県の認定を取得します。計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組(「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等)に要する費用も補助します。

(2) 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。

復興事業計画等による整備



国土交通省四国建設局HPより引用

小規模事業者における販路の開拓

(被災地域販路開拓支援事業(小規模事業者持続化補助金))

熊本地震の影響を受けた九州地方の小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上を支援。

約1,500者の販路開拓、業務効率化・生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることが目標。

事業イメージ

事業概要

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援します。

補助対象者：九州地方に所在する、熊本地震の影響を受けた小規模事業者

補助率：2/3

補助上限額：200万円(熊本県・大分県に所在する事業者)

100万円(福岡県・佐賀県・長崎県・宮崎県・鹿児島県に所在する事業者)

事業イメージ

【旅館の取組】

・英語版HPを作成し、新たな外国人観光客を獲得



Dining room and banquet room

Eating lounge

Banquet room

【菓子小売店の取組】

・菓子の梱包・パッケージを刷新し、商品ブランド力を向上



復興(再建)対策の事例紹介

農地の大区画化や効率的な土地利用の実現

農地の復旧にあわせたほ場の大区画化への取組

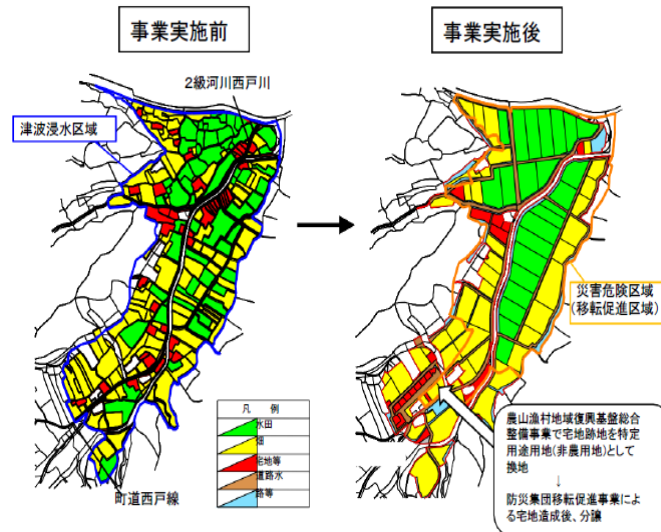
原町東地区(福島県南相馬市)地区面積:525ha)は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場の大区画化(10~30a→標準区画1.2ha)を実施。



農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を2県10市町17地区で進めており、15地区で整備が完了(令和6年3月末時点)

宮城県南三陸町の南三陸地区(西戸川工区)では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。



被災した漁港や水産加工施設の整備

気仙沼漁港・石巻漁港等においては、水産加工団地の土地の嵩上げ工事や高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備などを実施。

南気仙沼地区と鹿折地区の一部を水産加工施設等の集積地として整備するため、嵩上げ工事を実施(平成26年3月完了)。

主要な陸揚岸壁について、水産庁が代行工事を実施(平成26年5月完了)。

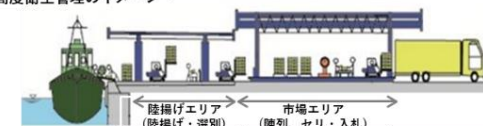
高度衛生管理に対応した荷さばき所を整備(平成31年4月供用開始)。



高上げた集積地(南気仙沼地区)、復旧した岸壁及び完成した荷さばき所

荷さばき所の内部写真

漁港の高度衛生管理のイメージ



東日本大震災における被災状況



復興(再建)対策の 事例紹介

(1) 仮保育園・仮幼稚園整備事例

日本ユニセフ協会資料

東日本大震災では多数の保育園・幼稚園が被災したが、各種支援を得て仮施設を整備・運営。

保育園・幼稚園仮設園舎等建設・大規模修繕を支援

【2011年5月24日】

日本ユニセフ協会は、大震災の発生以来、飲料水や肌着などの緊急支援物資の提供や子どもたちの心のケア支援に並行して、学校や幼稚園・保育園の再開のための支援（「バック・トゥ・スクール」や「バック・トゥ・幼稚園」キャンペーン）を展開。大震災発生から2ヵ月が過ぎ、被災地の自治体の行政機能が徐々に回復し、国の支援の形も徐々に見え始めている中、市町村レベルまで教育委員会という組織が存在し、包括的な行政サービスの提供が再開し始めている学校と比べ、未就学児・園児や放課後保育を必要としている子どもたちの支援が遅れています。

日本ユニセフ協会は、地震および津波により被災した宮城県と岩手県の自治体からの要請を受け、保育園や幼稚園等の仮設園舎の建設や大規模な修繕のための支援を決定。その第1陣として、石巻市、気仙沼市、南三陸町、山元町（以上宮城県）、大槌町（岩手県）の保育園や幼稚園、学童保育施設、計7施設の大規模修繕作業や仮設園舎等の建設が間もなく始まります。

こうした現状を鑑み、日本ユニセフ協会は、地震や津波で全半壊した保育園や幼稚園などの施設の大規模な修繕や仮設園舎の建設などの支援を実施することを決定。その第1陣として、6月1日の開園を目指す岩手県大槌町の大槌保育園（仮設園舎）はじめ、7施設に対する支援を始めました。



岩手県大槌町の大槌保育園の仮設園舎の建設

【2011年5月30日】

日本ユニセフ協会は、宮城県と岩手県の被災地の自治体からの要請を受け、保育園や幼稚園等の仮設園舎の建設や大規模な修繕のための支援活動を展開。想定を遥かに凌ぐ規模だった今回の大津波。大槌保育園の平屋建ての園舎は、天井下15から20cmまで浸水など大きな被害を受けた。大勢のボランティアの方々による泥のかき出しや清掃作業により、外装は比較的以前の姿を取り戻しているが、壁や床下への浸水被害は深刻で、壁は、震災後2ヶ月半過ぎはっきりしていない状況。

大槌町内で一番大きな保育施設であり、子ども支援センターの機能も兼ね備えていた大槌保育園。日本ユニセフ協会は、4月上旬から、同保育園の再開に向け、保育園や自治体の関係者らと何度も協議を重ね、大きな課題の一つであった仮設園舎の建設用地を保育園が準備。保育園の一日も早い再開について、地元自治体からの賛同も得られたため、日本ユニセフ協会は、保育園再開後に本格的に実施する予定の備品等の支援も含め、大槌保育園の仮設園舎の建設を支援することを決定。仮設住宅の建設など、プレハブ用資材などの入手が容易ではない状況の中、建設を担当されることになった岩手県遠野市の建設業者により建設をスタート。完成に向け、急ピッチで作業が進められています。



復興(再建)対策の事例紹介

(2) 保育園復興プロセス事例

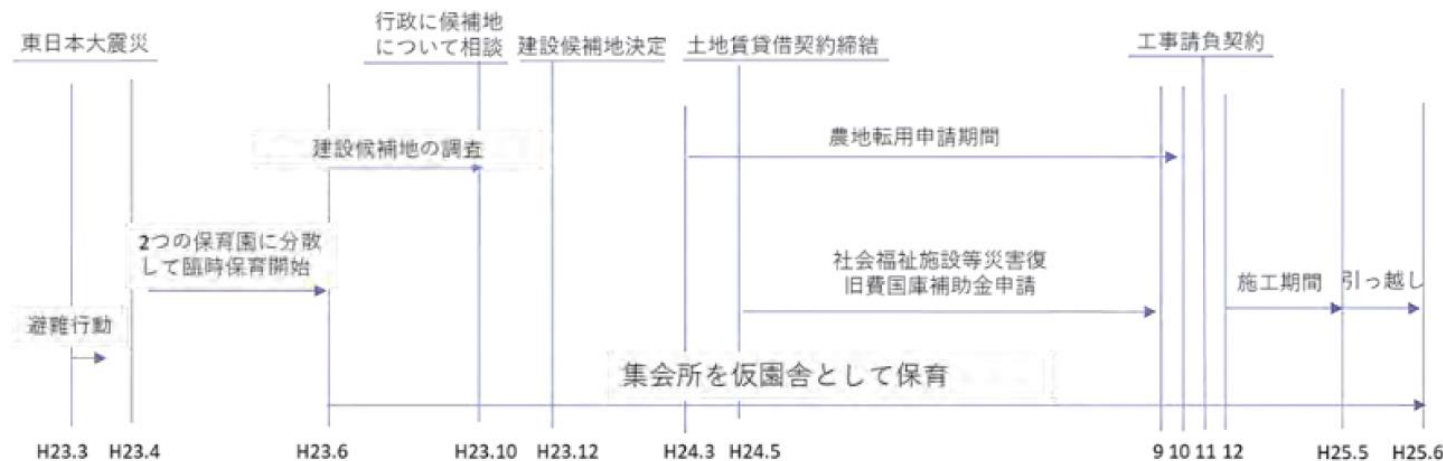
徳島大学 建築計画研究室 福島 圭二氏論文(令和4年 2月 9日提出)による

釜石市のA保育園は、震災当時、海岸から約 1kmの場所に位置しており、木造平屋建てで定員は 60名であった。園舎は 4.0mの津波により全壊。

震災から 13日後の 3月 24日より 同じ社会福祉法人が運営する他の2つの保育園に園児をわけて、臨時保育を再開。その後、4月 13日より集会所を臨時保育場所として借りて、A保育園としての保育を再開。

全壊した園舎の土砂や瓦礫の撤去はめどが立たず、新たな土地への移転が必要となり、6月に建設候補地の調査を始めた。約 4か月間の建設候補地の調査・検討を行った後、行政と相談を重ね 3つの候補地にしぼった。12月に保護者アンケートなども参考に理事会にて建設候補地が決定。平成 24年 3月頃より建設候補地の農地転用の申請を行ったが、申請に約 7か月を要し、農地転用許可となったのは 10月。12月より施工が開始され、約 5か月後の平成 25年 5月に竣工。平成25年 6月 17日より新園舎での保育再開。

資金については、平成 24年 5月に社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の申請を行い、その約 4か月後の 9月に岩手県庁による査定検査を受け、12月に補助金の内示があった。また、ユニセフやカリタスジャパンなどからの資金援助もあった。



経過	- 避難所を3か所に渡って移動した - 園児を保護者に引き渡しした。	- 園舎の新築が必要となり、建設候補地の調査を始めた。 - 集会所で全体による保育開始。 3つの候補地から保護者アンケートを参考に決定された。	- 農地であったため宅地にするために農地転用を行った。 - 土地は地主の意向により、購入ではなく賃貸契約を行った。 - 国庫補助金の申請を行い、ユニセフやカリタスジャパンなどの支援もあった。	- 建物の施工に取り組み始められた。 - 震災によって需要が高まり、費用は2倍近く高騰していた。
教訓	- 通信手段の確保 - 避難所での寒さ対策	- 行政や保護者とのコミュニケーションの重要性 - キッチン設備のある臨時保育場所の選定	- 農地転用、国庫補助金の早期申請 - 工事業業者の選択 - 設計業者への先行設計の依頼	事前の工事業業者とのコミュニケーションの重要性

図1 A 保育園の復旧フロー図

心の復興（東日本大震災等の事例）

避難生活の**長期化**、被災者の**分散化**など復興までに**長期間の時間を要する**と、その間の**人口流出**や**コミュニティの崩壊**が起きるなどの課題があります。このため、大規模災害時等は、被災・避難による**被災者の心のケア**や、地元を離れた住民をつなぎとめ、関係性を維持するための取り組みが非常に重要です。

高知市事前復興まちづくり計画（復興基本方針）基本理念抜粋

住まいと暮らしの再建

○様々な手法を組み合わせ、安全で快適な居住環境を迅速に整える誰もが再び日々の生活を取り戻すことができる被災者、一人ひとりに寄り添う復興を目指します。

被災者の不安や抑うつ等の心の問題に早期に関わり、心身の健康の維持増進に努めます。また、地域とのつながりを再構築し、孤立化を防ぎます。

なりわいの再生

○産業活動の早期再開と地域資源の活用により、経済の再生を図る多様な資源や潜在的な可能性など地域の特性をいかした復興の実現を推進します。

被災した事業者に対して、新たな事業再建用地等の情報提供を行い、商工会議所等との連携のもと経済的支援等を実施するなどし、雇用維持・確保を図ります。

歴史・文化の保全と継承

○「ふるさと」に愛着を持ち、暮らし続けていくうえで、心の支えとなる歴史・文化を大切にする地域づくりを進めます。

被災後も、脈々と地域に根ざした歴史や文化などの地域資源を次世代に継承する。

災害発災後、市民一人ひとりの心の復興を目指して文化活動の再開を支援し、芸術や歴史、食、まんがなどの文化振興によるまちづくりを推進します。



地域共生社会の実現

○コミュニティ活動の促進や地域防災力向上により、地域共生社会を実現する

地域のあらゆる住民が役割を持ちながら支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

仮設住宅や集団移転先での新しいコミュニティに対応するため、町内会や民生委員・児童委等の住民による地域の見守り活動再開について、支援を行います。



東日本大震災被災地の事例

若い世代が集まって、ボランティアで夏祭りを開催し、地域のアイデンティティを確認し、故郷へ戻ることへの意識を高めたり、復興ニュースを発行し「わすれられていない」という安心感と期待感の維持を図った。



ボランティアも参加した石巻川開き祭りの様子

